

平成 2 8 年 第 2 回
占冠村議会定例会会議録

自 平成 2 8 年 6 月 1 6 日

至 平成 2 8 年 6 月 1 7 日

占冠村議会

平成28年第2回占冠村議会定例会会議録（第1号）
平成28年6月16日（木曜日）

議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
		所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
		諸般報告
		・議長諸般報告
		村長行政報告
日程第3		一般質問
日程第4	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第5	承認第2号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第6	承認第3号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第7	承認第4号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第8	承認第5号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第9	承認第6号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第10	承認第7号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第11	承認第8号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第12	承認第9号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第13	承認第10号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第14	承認第11号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第15	報告第1号	平成27年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について
日程第16	議案第1号	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
日程第17	議案第2号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
日程第18	議案第3号	占冠村情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第19	議案第4号	占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する 条例を制定することについて
日程第20	議案第5号	占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することにつ いて
日程第21	議案第6号	平成28年度占冠村一般会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第7号	平成28年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第8号	平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（7名）

議長 8番 相川 繁治 君 副議長 1番 工藤 國忠 君

2番 木村 一俊君
5番 山本 敬介君
7番 佐野 一紀君

3番 大谷 元江君
6番 五十嵐 正雄君

欠席議員（1名）

4番 長谷川 耿聰君

出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	中 村 博	副 村 長	堤 敏 満
会 計 管 理 者	小 尾 雅 彦	総 務 課 長	多 田 淳 史
企 画 商 工 課 長	松 永 英 敬	地 域 振 興 対 策 室 長	野 村 直 広
保 健 福 祉 課 長	伊 藤 俊 幸	産 業 建 設 課 長	小 林 昌 弘
林 業 振 興 室 長	今 野 良 彦	ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦
総 務 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一	職 員 厚 生 担 当 主 幹	細 川 明 美
財 務 担 当 係 長	野 原 大 樹	税 務 担 当 主 幹	佐 久 間 敦
企 画 担 当 係 長	佐 々 木 智 猛	商 工 観 光 担 当 主 幹	後 藤 義 和
広 報 担 当 主 幹	森 田 梅 代	戸 籍 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
国 保 医 療 担 当 主 幹	上 島 早 苗	社 会 福 祉 担 当 主 幹	高 桑 浩
保 健 予 防 担 当 主 幹	松 永 真 里	介 護 担 当 主 幹	木 村 恭 美
村 立 診 療 所 主 幹	合 田 幸	農 業 担 当 係 長	杉 岡 裕 二
土 木 下 水 道 担 当 主 幹	石 坂 勝 美	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
建 築 担 当 係 長	橘 佳 則	環 境 衛 生 担 当 主 幹	平 岡 卓
林 業 振 興 室 主 幹	鈴 木 智 宏		

（教育委員会）

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	岡 崎 至 可
-------	-------	---------	---------

（農業委員会）

事 務 局 長	小 林 昌 弘
---------	---------

（選挙管理委員会）

書 記 長	多 田 淳 史
-------	---------

（監査委員）

監 査 委 員	鷲 尾 心 英	監 査 委 員	山 本 敬 介
事 務 局 長	尾 関 昌 敏		

出席事務局職員

事 務 局 長	尾 関 昌 敏 君	主 事	久 保 璃 華 君
---------	-----------	-----	-----------

開会 午前10時00分

開会宣言

議長（相川繁治君） みなさんおはようございます。今日からクールビズということでノーネクタイということで夏に入ったわけですが、非常に寒い日が続いております。そういった中で、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。去る4月14日に発生した九州熊本地震は、震度7を2回も越え、2カ月を過ぎた現在でもまだ終息の見えない中、亡くなられた49名の方、不明1名と、多くの犠牲者を出し、今も避難生活を余儀なくされている方々が大勢居られます。亡くなられた方には心からお悔やみを申し上げますとともに、被災にあわれた皆様にはお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を遠く北海道占冠から心を込めてお祈り申し上げるところでございます。

ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから平成28年第2回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

議会運営委員長（五十嵐正雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。6月8日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日16日から17日までの2日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で、報告を終わります。

開議宣告

議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

議事日程

議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、2番、木村一俊君、3番、大谷元江君を指名いたします。

日程第2 会期決定

議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月17日までの2日間と決定しました。

議長諸般報告

議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

事務局長（尾関昌敏君） 審議資料の1ページをお願いいたします。1、今期定例会に付議された案件は承認第1号から議案第8号までの20件です。

2、議員提案による案件は意見書案第2号から意見書案第6号までの5件です。

審議資料の2ページをお願いします。3、説明のため出席を要求したところ、通知のあったものの職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

4、平成27年第1回定例会以降の議員の動向は、3月17日広報特別委員会から以下、記載の

とおりでございます。

審議資料の8ページから9ページは、平成27年度2月分の例月出納検査結果です。審議資料の10ページから11ページは、平成27年度3月分の例月出納検査結果です。審議資料の12ページから13ページは、平成27年度4月分の例月出納検査結果です。審議資料の14ページから15ページは、平成28年度4月分の例月出納検査結果です。以上です。

議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

村長行政報告

議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため、発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

村長（中村 博君） 改めまして、みなさんおはようございます。ただいま議長のお許しがありましたので、平成28年3月14日以降の行政報告を申し上げます。まず、報告事項でございます。別に配布した報告事項をご参照ください。

報告事項、（1）一般廃棄物最終処分場事故報告について。5月17日、占冠村字下トマムの一般廃棄物最終処分場において作業に従事していた業務委託先職員の死亡事故が発生しました。

長年業務に従事されてきた優秀な職員の尊い命が失われたことは、痛恨の極みであり深くお詫びを申し上げます。

また、お亡くなりになった職員のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。

今回の事故は、5月19日午前9時45分頃、最終処分場利用者より職員が不在である旨の連絡を受け、村職員が施設内を確認。早急な捜索が必要と判断し、警察、消防に捜索を要請。消防団員20名、消防署員11名、村職員5名、警察6

名、警察犬、道警ヘリコプターを動員し、必死に捜索活動を行いました。午後4時22分、最終処分場調整池内で発見という事態となりました。

翌日、委託業者より事故に対する謝罪と状況説明を受け、事故の原因究明に努めるとともに、連携を密にして安全管理の徹底を指示いたしました。

委託業者から事故防止業務改善計画書の提出を受け、二度とこのような痛ましい事故を起こさないよう安全対策の指導、施設の改修と検証結果を踏まえ、具体的かつ早急な業務改善を実行し、施設の維持・管理の徹底を図ってまいります。

（2）新規就農者の状況について。1件目は、議員各位に誠に残念な報告をしなければなりません。

トマム地区に肉牛経営をめざし、平成26年2月より農業体験、農業実習を行い、平成28年7月に就農を予定していた青年が、平成28年4月10日に就農先を新得町に求めたい意向を村に伝えてきました。

担当からは即刻慰留の説得と理由の聞き取りを行い、本職も本人と面談、翌日父親と面談し本村での就農について話し合いを持ち説得しましたが、新得町での就農の意志が固く、4月21日、本人より実習中止届の提出があり転出されました。このことにより本村での就農を断念せざるを得ないと判断いたしました。離村の理由は、就農準備期間について、本人の意向と制度に齟齬があったこと、就農後の生活不安が挙げられました。

このことを踏まえ占冠村新規就農支援協議会では、新規就農を支援する要綱・要領の見直しと支援協議会のあり方を再確認いたしました。

村においては、新規就農希望者が就農地や住民生活など相談しやすい環境づくりと村有地の

利活用について精査・検討し、就農先を確保する改善策を作りました。

2件目は、字ニニウに在住の黒井宏諭氏のめん羊経営です。

昨年18頭を飼育しており、今年は9頭出産し27頭の飼育となりました。うち2頭は肉として販売しています。

今後は、羊毛の加工品を販売しながら、自家保有と導入を行い計画頭数である114頭に規模を拡大する計画です。そのため北海道めん羊協会に加盟し、めん羊の改良や販売先の確保に向け取り組んでいます。

3件目は、施設園芸を希望している金子那津男氏であります。村内農家での農業実習も2年目を迎え、ミニトマトやメロンを中心に多品種の栽培をめざした就農を計画しております。

今年は、農業大学校への研修や指導農業士の農場見学などで栽培方法を学び、高付加価値の生産物へ意欲を持って取り組んでいます。

本村では、飼料作物を中心とした酪農、畜産経営が主要な産業として地域を支えてきました。そのため、農業基本構想は酪農専業、畜産専業、畜産畑作兼業が政策の柱となっています。しかし、近年は観光牧場や直売所など顔が見える販売を希望する方が増えていることから、本村の新規就農の取組みにおいても多様な農業のあり方を新規就農支援協議会に意見を求めながら、占冠村独自の農業振興に取り組む考えです。

(3) 調停について。3月定例会の行政報告において、去る2月26日札幌地方裁判所で行われた村有リゾート施設の調停について申し上げました。その後、2回開かれておりますので概要を報告します。

去る4月14日、2回目の調停では、株式会社星野リゾート・トマムから過疎地税制の適用を前提とした一定の方向性が示され、その内容を検討することになりました。

去る6月3日、3回目の調停では、占冠村の代理人弁護士から前回調停以降の経過として、

豫園旅游商城（よえんりょゆうしょうじょう）と代理人契約を結んだ株式会社イデラキャピタルマネジメントが来村したこと及び双方が同社の調停出席を希望していること、過疎地税制の適用の有無について上川総合振興局へ伺ったことを説明しました。

また、株式会社星野リゾート・トマムの代理人弁護士からは、6月中旬に北海道庁へ出向くので、その後さらに協議をしたいとの補足説明がありました。

先ほど申し上げました株式会社イデラキャピタルマネジメントの調停出席については、裁判所の了解が得られました。次回の調停は、8月19日金曜日、午後3時30分から行われます。

(4) 各種期成会要望活動について。占冠村が加入している各種期成会の要望活動並びに総会の状況についてご報告いたします。

5月16日に主要道道夕張新得線建設促進期成会（会長、浜田正利新得町長）で北海道に整備促進に関する要望をいたしました。

本路線は、夕張市を起点に、本村のニニウ地区、中央地区、占冠地区、トマム地区を経由し新得町までを結ぶ延長105.6キロメートルの道道です。

本村を横断する本路線は生活道路として、またトマムリゾート、道の駅、赤岩青巖峡、ニニウキャンプ場を結ぶ観光道路として、さらには自然災害による北海道横断道路や国道237号線閉鎖時のう回路として、重要な路線であり早期整備について強く要望いたしました。

同日、北海道横断自動車道早期建設促進期成会（会長、蛭名大也釧路市長）総会を開催し、終了後、北海道開発局並びに北海道に整備促進に関する要望をいたしました。

本路線は後志総合振興局管内黒松内町と十勝

総合振興局管内本別町を分岐し根室振興局管内根室市及びオホーツク総合振興局管内網走市を結ぶ北海道を横断する大動脈です。

すでに本村区間は整備済ですが、道東方面の未整備区間が開通することにより、物流の効率化、自然災害の輸送路確保、医療施設へのアクセス向上の効果があります。

また、本村においては、旭川十勝道路に接続することから広域周遊観光の出入口となることから、早期整備について強く要望いたしました。

6月2日には上川地方総合開発期成会総会（会長、西川将人旭川市長）が開催され、総務文教専門部会、産業専門部会、建設運輸専門部会の各部会が要望事項を取りまとめ、それぞれ承認されました。

旭川要望は6月30日、札幌要望は7月6日、中央要望は7月26日と11月に会長、副会長、専門部会長により要望活動を行います。

同日、旭川十勝道路整備促進期成会（会長能登芳昭富良野市長）総会が開催され、本年度の事業並びに予算が承認されました。

富良野市・占冠村間については、要望する接続場所が決まっていないため、関係する占冠村と南富良野町の調整が必要となります。

要望活動は旭川・札幌要望は7月5日と秋、中央要望には夏と秋のそれぞれ2回を予定しています。

主な業務は4ページから6ページに記載してあります。入札の執行状況でございますが、4月19日に行った野外体育施設草刈り及び環境整備委託業務の他5件を執行しております。以上でございます。

議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

日程第3 一般質問

議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を

行います。順番に発言を許します。

3番、大谷元江君。

3番（大谷元江君） おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので質問させていただきます。

質問1、乾電池・蛍光管等の回収場所についてお伺いします。乾電池等の回収場所が役場庁舎内、占冠交流館など公共の建物の中になっております。これにより回収場所が少なく、住民にとっては不便であります。高齢者にとっては、乾電池は重く、持ち込みが容易ではありません。それによりまして回収場所の変更などを考慮していただきたいと考えます。特に中央地区は役場庁舎内しかありません。広範囲になっておりますので、このことも重要視していただきたいと思っておりますので村長の考えを伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。現在、乾電池・蛍光管等については総合センター、占冠地域交流館、トマムコミュニティセンター、双珠別住民センターに回収ボックスを設置し、回収しております。

これらの製品には水銀や亜鉛、マンガンなど有害物質が含まれておりますが、資源として数多く使用されていることから資源ごみとして分別・回収し、適正に処理を行い再資源化して有効に活用していく必要があります。本村でもこれら有害物質が含まれた資源ごみを再資源化するために、他の一般ごみや資源ごみとは分別して処理する必要があることから、現在の回収方法で実施しております。

地域によっては自宅から離れた場所に回収ボックスがあるなど持ち込み辛い場所もあるため、環境面、それから美観等にも十分配慮しながら回収ボックス増設などに検討を進めてまいりたいとそうように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

3番(大谷元江君) 回収ボックスの増設を考慮していただけるということですが、どのぐらいの回収ボックスを予定するかお伺いします。

議長(相川繁治君) 村長。

村長(中村 博君) 基本的には公共施設に置こうと思っておりますから、想定されるのはそれぞれの集会所、中央地区であれば集会所かと思えます。以上です。

議長(相川繁治君) 3番、大谷元江君。

3番(大谷元江君) 中央地区集会所と言いますと、美園と宮下にしかございませんが、本通地区、千歳地区はどういうふうにお考えなのか、総合センター内ということだと思えますが、そこは特に広範囲になると思えますので考慮していただきたいと思えますし、占冠交流館は高台というかちょっと坂道になっておりまして、高齢者は特になんか最近は上がっていくのも容易でないということをお伺いしておりますのでそのへんも考慮していただきたいと思えますがいかがでしょうか。

議長(相川繁治君) 村長。

村長(中村 博君) 先ほど申し上げましたように、基本的にはそのスペース等もございまずので、公共施設をまず優先的に考えていきたいと思っております。それから身体が不自由でなかなか中央地区、本通それから千歳地区は総合センターまで持ってきていただくようになるわけですけど、そういった方を除きまして、今ある総合センターに持ってきていただきたいとそうように考えております。それから、これは防災でよく使われる言葉でございますけど、自助・共助・公助がございます。まず自分のことは自分でやる、それから自分でできないことは回りの人も手伝いながら一つのことをやっていく。それでもできないことは公が行っていくと。

そういうことも今後、例えば行政コストを考えた上で、また住民の負担を考えた上でそうい

ったことも必要でないかと考えております。そういったことから、集落対策も念頭に置きながらそれぞれの地域でそういったことをどういう方向がいいのか、住民の考えも聞きながら対処してまいりたいとそうように考えております。以上です。

議長(相川繁治君) 3番、大谷元江君。

3番(大谷元江君) では続きまして、質問2に移らせていただきます。双珠別川の土砂堆積の除去の進捗状況についてお伺いいたします。

昨年の定例会においても質問しております。また道のほうへも要望していることは伺っておりますが、今年は6月に雪が降るなど気象条件が大変不安定です。天災が人災にならないよう早めの実施を望んでおりますし、その後の経過報告を伺っておりませんでしたので、再度村長にお伺いいたします。

議長(相川繁治君) 村長。

村長(中村 博君) ご質問にお答えいたします。昨年の6月と9月の定例会で議員から2度のご質問があり、9月定例会において同年11月予定している富良野圏域連携協議会の市町村長による河川整備に関する要望書に当該カ所を掲載して、北海道へ直接要望活動を行うとの答えをさせていただいたところであります。

また、今年3月に北海道旭川開発建設部への社会資本整備要望の場におきましても、議員ご指摘の土砂除去について再度要望してまいりました。先月5月19日に北海道で現地確認が行われましたが土砂の運搬費用を含めかなりの工事費が必要になるとの見立てで今年度調査し、次年度の予算要求を行いたいとの話を受けております。

1つ訂正いたします。3月のところですが、旭川建設管理部へ要望したところであります。今年度調査して、次年度予算要求をしたいとの話を受けております。従いまして、ご

指摘の箇所につきましてはもうしばらくお時間をいただかなければならない状況となっておりますが、引き続き要望事項の改善が図られますよう、北海道へ粘り強く要請してまいります。以上です。

議長（相川繁治君） 次に6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので質問いたします。公契約条例についてです。この件については、この間の議会の一般質問で私のほうから数度にわたって公契約条例を制定するよう強く要請してきたところであります。その答弁で村長は、検討していきたいという答弁でありましたけれどもこの辺についてのようになっているのかお伺いいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。公契約条例につきましては、公契約に従事する労働者の賃金や労働条件を確保することによって、労働者の意欲向上と適切な履行及び業務の質の確保が図られ、地域経済の活性化にも寄与するものと考えておりまして、将来的には進めていかなければならない案件との認識をしております。そうしたことから他の自治体、特に北海道内の自治体の取組み、制定の動向について注視してまいりました。

平成27年10月現在、賃金条項を含む条例を制定している自治体は15団体ですが、いずれも道外都市の自治体が制定しております。北海道においては、平成25年に札幌市が条例提案いたしました但制定には至っておらず、条例の制定団体はございません。このような状況の中で本村での条例化にあたっては、引き続き道内市町村の取組み状況について注視していくとともに、公共工事等に従事する労働者の良好な労働条件の確保を実現させるため、労働基準法や最低賃金法など国における関連法令の整備が重要であ

るとの認識から、そういった動向も注視しながら法的課題に対する認識、業務上の課題があると言われていることからさらに検討を進めてまいりたいとそのような状況です。以上です。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） いずれにしても北海道で一番にはなりたくない、こういう思いだろうというふうに思っています。将来的には作っていききたいということは村長もそういった考えだということですがけれども、この条例は村長も言いましたように事業を発注する側の発注する工事や事業、そこに働く労働者の賃金をはじめとする労働条件や命や健康・権利・労働安全等の確立を発注先の事業体に求めていくというものです。この間、検討はしましたけれども将来的にもなんとか作っていききたいという方向は出ていますけれども、もしこの条例が制定されていれば先ほど村長の行政報告にもあったような村民の命がなくなってしまう、奪われてしまうという事故が現実には起きているわけでありませ

こういって事故が起きたことは、大変われわれ議会でこの間条例の制定を求めてきたことがなかなかできなかったということから言えば、大変慙愧に堪えない思いであります。これらについて実際こういったことが起こってきているわけですから、このへんについて村長の考え方を伺いたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。公契約条例の制定、占冠が一番になりたくないということではないんです。調べてみましたら、いろんな法的な課題とか実務上の課題、そういったものもございませので、そういったものを整理しなければならぬということもございませので、検討を進めながら、また一方、道内の状況等も注視しながら考えていきたいと思っ

おります。

それから占冠村一般廃棄物最終処分場で発生した事故に関しましては行政報告でも申し上げましたように、熟練した優秀な職員の尊い命が失われたわけでございます。議員ご指摘のとおり、公契約条例は労働者の優良な労働条件が確保されることにより、業務の適正な履行と品質の確保が図られるのと認識しておりますが、本村の公契約に携わる労働者の雇用環境の安定と業務の質の向上に繋がる方策については、条例制定の有無に関わらず検討する必要があると考えております。

今回の事故を受けまして、委託事業者からの報告、これから更なる労働基準監督署など関係機関からの検証結果及び指導内容を踏まえまして、より適切な労働環境が確立されるよう検討を進めると共に、労働基準法や最低賃金法の労働法令の順守を徹底してまいりたいとそうように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 最終処分場の問題については後日、議会の産業総務常任委員会で現地を見て議会としての一定の意見が集約されると思いますので、ここについては、その時の中で意見を出していきたいと考えていますので、そこに特化しての話はこれで終わっていきたいと思います。

公契約条例を将来的には作っていくということですがけれども今、村長が言われたようにそういうものがなくても、そういった労働基準法や労働安全衛生法等を充実するような事業者の指導をしていくということです。今、村内にはいろんな事業を事業体に発注しているわけですがけれども、やはり公契約条例を作らなくてもそういった対策を具体的にやる必要があるんだろうと思います。問題は庁内のそれぞれの部署の人たちがそれぞれの請負契約等が事業発注するわ

けですけれども、労働安全や労働安全衛生法含めて働く人たちの命や権利を守るそういった視点がきちっとあって、それに基づいて事業者を指導していくとこういうことでなければ、なかなか一般的な労働基準法や労働安全衛生法を守って事業遂行してくださいと、こういったことでは、具体的に労働者の命や権利はこの間の事故をみても分かるように守れないということは明らかなのです。

そういったことからすれば、もう少し村として独自に、仮称ではありますが労働者保護・労働安全衛生確保指針、こういったものを村独自で作って、職員全体が共通の認識に立って事業の算定や積算そういったものを進め、契約に行くまでに事業者との村としてはこういったことを指針に基づいて事業をしてもらおうと、こういったものを作っていくべきだろうというふうに考えています。特にこの指針を早急に作ってやるべきだというふうに考えています。

また、こういったものの指針がもしできて、事業者の事業の進行状況の中で実際にこういった村の指針・ガイドラインがきちっと守られているかどうかということも請負の事業者の実行過程の中で監督する時に必要だろうと思います。そういった仕事はどう進んでいるかだけではなくて、どう労働者へのそういった権利がきちっと確立されているのか、そういったことも含めて事業を発注する側の責任として、労働者保護の立場に立ってきちっと監督していく、点検していくこういったことが必要だろうと。確かに労働基準監督署等の監督機関が国にあるわけですからそういったところでもやるでしょうけれども、問題は事業発注する側としての責任として、今回の事故を教訓に、村として思い切ったそういった安全対策・安全指針というものをやって、働く人の命や健康・権利を守っていくという強い方向性を出すべきだろうというふうに

考えています。その辺について村長の考え方を伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。労働者の保護・労働安全の確保につきましては必要と考えておりますけど、現在村にはそういった指針がございません。そうしたことから北海道が委託業務の受注者に対して労働条件の明示、それから労働災害の防止など10項目の指導項目を示していることから、これらを参考に本村の登録業者に対しまして指導文書の内容を検討し、配布してまいりたいとそうように考えております。

また、事業を適正に監督するため、北海道の業務委託事務取扱要領そういったものを参考にしながら村の要項の整備、また、契約約款への追記について内容を精査し、進めてまいりたいとそうように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 村長を先頭にして労働者の安全確保等含めて道の規定等を、要項を参考にしながら村独自のを作っていくということでもあります。一日も早くそれらを作り上げて、そういったことをやっていただきたいと思えます。

これに関連して、今職場内でいろんな災害が起きているわけです。事業体にこういう安全指針・ガイドラインを作ってやっていくということを村長はやるってということですが、問題はもう一つ、庁内、役場内で安全対策っていうのが全くされてないというふうには実は思っています。道具等も使うものも含めて、やっぱり職場の中にも安全衛生委員会があってもほとんど開かれていなくて、労働者のそういった職場内における安全をどう確保していくのかっていう議論、こういったものがほとんどされていないというふうには理解しております。つまり、そういった

職場の人たちが事業体を指導するって言ったって安全に対する危機管理や危険予知、こういったものがほとんどできていないわけですから、当然発注する側の重みが大変低いものというふうには受け取らざるを得ません。

ですからもう少し職場の中でもせっかくある安全衛生委員会の中で、それぞれの業務を実行していく中でいろんな災害が起きておりますので、そういったものも再度提携しながら、職場内での指針を確立して、職場の働く人たちの健康や命・権利そういったものを守るような災害のない職場作りをしていくためにも、併せてこういったガイドライン・指針というものが必要だろうというふうには考えています。それらについて通告してありませんでしたけれども関連で答弁をお願いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 職員の公務災害でございますが、今年度に入りましてから3件発生しております、異例な発生件数であると過去の状況からみてそう判断いたしております。先日の庁内連絡会議におきまして、各課のそれぞれの仕事、今の仕事、自分の仕事プラス新しい仕事ですとか、各課に横断するような仕事、そういった仕事の質も変わってきておまして、仕事の内容等を点検するよう指示してございます。当然そこからいろいろ課題ですとか問題が提案されると思えますので、そういったことを整理して村の安全衛生委員会、または庁内連絡会議等で対策を講じてまいりたいとそうように今進めております。以上です。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 請負事業体の関連、それから庁内の関連これらについても命に関わる問題でありますし、一日も早い取組みを進めていくことを強く求めて質問を終わります。

議長（相川繁治君） 次に5番、山本敬介君。

5番(山本敬介君) 議長にお許しを頂きましたので一般質問をさせていただきたいというふうに思います。まず冒頭ですね、現在、日本全国で子育て支援を軸に地方創生の総合戦略が進められております。多くの市町村は、さまざまな知恵を絞って子育て支援の政策を進めているという中にあります。占冠村でも、こちら「占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」平成28年3月に策定されておりますが、この中で若い世代の結婚・出産・子育てとして子どもを産み育てたいという希望を叶える、住み続けたいと思える生活環境を整える、というふうに位置付けております。この中の4つの基本目標の3つ目にこの目標があります。大きな基本目標、地域の目指す姿であるというふうに思います。まさに、村としてこれは本当に最優先の課題であるというふうに考えます。

しかしですね、現在の村の状況を見る限り若い世代へのこうした施策が置き去りにされて新しい動きは皆無といえる状況にあるというふうに思います。この春、管理職も大分、平均年齢が若くなったというふうに思うんですが、今までどうしても子育て終了後の世代が村の政策を主に作ってきたと、それと女性管理職もいないということもあってこの部分非常に抜け落ちているんじゃないかなというふうに私、5年間議会でさせていただいて感じているところであります。3月の執行方針質疑の中で村長・教育長にも少し子育て支援についてお聞きしましたが、今回は少し掘り下げて議論してまいりたいというふうに思っております。

今回この質問するに際してですね、住民にこう意見を求めたんですが、短い期間で非常にたくさんの方から意見をいただいております。私も正直これはこんなに反応があるというふうにそこまで思ってなかったんですが、やはり子育て世代の人たちがこの問題に対して大きな危機

感を抱いているというふうに感じました。本日は通告している項目ごとにお伺いをしていきますけれども、目的は現状を把握した中で子どもたちの未来のために勇気をもって行政が住民と共に何ができるのか、何をしていかなければならないのか、大きな視点で議論していきたいというふうに思っておりますので細かいところで分からないことがあった。それは結構です。継続的にまた議論していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお聞かせくださいというふうに思います。

少し前置き長くなりましたが質問に入りたいと思います。質問の1つ目、子ども子育て施策の現状認識です。平成28年度5月1日現在、村の0歳児～6歳児の人数を、中央とトマムの地区別でお聞きします。

議長(相川繁治君) 村長。

村長(中村 博君) 山本議員のご質問にお答えいたします。5月1日現在の幼児の数でございますが、0歳児、中央地区10名・トマム地区3名。1歳児、中央地区が10名・トマム地区0。2歳児、中央地区が5名・トマム地区も5名。3歳児、中央地区1名・トマム地区1名。4歳児、中央地区3名・トマム地区1名。5歳児、中央地区1名・トマム地区1名。6歳児が中央地区4名・トマム地区1名。そのような状況になっております。

議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

5番(山本敬介君) ありがとうございます。この6歳児以降ですね、中学3年生までを見渡してみても、この0歳児13名、中央とトマム合わせて、1歳児が10名、2歳児が10名と、10名を超えてこれが3年間続くというのは今の中学校3年生までは本当に珍しいことになっているんですね。村長はこの3年間の数字が多いということをごどのように分析されているかをお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 0歳児・1歳児でございますが、保護者が転勤者が含まれておりますので、何年か後には移動により村からは転出されるそのようなことが想定されます。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） そういう状況もちろん想定されますが、同時にまた増えることもあると思いますので、この時点では非常にこの0歳児から2歳児は多い状況にあるというふうに思います。

この現状を踏まえた中で、次の質問に行きたいと思うんですが、保育施設の老朽化ということであります。こういうふうにニーズが増えてきた中で、現在の中央の特に中央の保育所の施設ですけれども、これは昭和37年の4月1日に開設しております。1962年ということですので、なんとまあ54年も前の施設になっております。この役場庁舎が昭和46年の1971年の開設ですから、それと比べても10年近く古いと、非常に古い建物になっているわけです。

今回アンケートの中にもやはりそのいろいろな保育、先進的な保育も必要だがまずは安全でしよう、安全な施設でなければ子どもを安心して預けられないというようなことがありました。とても耐震の対応になっているというふうにも思えませんし、地震も今回の熊本地震のことを考えても、占冠は地震がないと言い切れるかどうかというのは疑問が残るところです。この施設について、今後更新していきたいと以前の答弁で村長いただいておりますが、今後の計画についてお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。現在の占冠へき地保育所の施設は、議員おっしゃるとおり昭和37年の4月に占冠村母と子の家と

して開設しております。昨年6月25日に実施された議会の所管事務調査の報告にあったとおり、大変老朽化が進んでいる事は承知しております。今後の計画につきましては今年度、公共施設の的確な維持・管理・更新を図っていくための公共施設等総合管理計画の策定、それから村の財政推計の計画見直しの年になっておりますので、これらを踏まえながら子ども・子育て会議の中でもご意見を賜り、保育施設のあり方等の検討を進めてまいりたいとそのように考えてございます。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 計画策定、財政計画もちろんその中でしっかりと計画をしてやっていくということが必要であるという一方、やはりこれだけ老朽化している施設を耐震化もせずいつまで使うんだと、うちの子はそんな危険なところに入れたくないと言うような声も出てくるかもしれないです。住民のみなさんに、めどとしてどのぐらいには更新していきたいというような考えが村長の中でおありかどうかお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 公共施設としては一番古いほうだと考えてございますし、公共施設、この総合センターもそうですけど耐震工事をしなければならぬ施設もございますので、何年とはちょっと言えませんが、今年策定する計画がございますのでその中で位置付けてまいりたいそのように考えてございます。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 最優先の事項として位置付けていくということでよろしいですか。もう一度お伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） どういうものを建てるか、どういう内容にするのかにもよると思いま

すけど、優先順位は高いほうだと考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 建物はもちろんですけども、それに付随してやはり一昨年ですか、子どもが外に出てしまったというような問題もありました。あとグラウンドについても遊具の一部更新はされておりますが、まだまだ十分な状態にはないと。併せてですね、保育所だけに留まらず、トマムで今公園の計画がありますが、やはり子どもたちが遊べる場所というのが占冠村は極端に少ないと。小さいお子さんお持ちの家族は、休みの日には少し離れた所の整備された公園に行って遊ぶということが非常に多いというふうに聞いています。

占冠村のホームページを見ますと、占冠保育所で検索するとへき地保育所のページが出てきます。占冠村へき地保育所で、施設が今の古い施設がポンと1枚出てくるだけであると。移住・定住を考えた人が子育てをしようと思って調べて最初にたどり着くページが50年以上前の建物と、ただ一言占冠村へき地保育所と名称しか書いていない。どんな保育をどういうふうに行っているのか、どういう施設なのかまったく分からない。

こういう状況で冒頭申し上げた、地方創生で移住・定住を増やしていこうというのはかなり難しいというか、そこでまず子育て世代は移住を考えないというふうなことになると思います。これがトマムの定住政策、トマムにいる若い人たちが結婚して定住をしようということを考えられなるところにまで及んでいると。その移住・定住計画が進んでいかないのはこの政策の遅れにあるんじゃないかなと思います。保育所の施設だけじゃなくて、子どもたちのための施設整備これについて村長どのようなお考えをお持ちか伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 占冠村には、所謂遊具というものはそれぞれの団地に簡単な遊具を置いた施設がある程度で、大きな遊具・アスレチック等はないような状況でございます。いろんな体験をさせるのには例えば、二ニウのキャンプ場に行けばある程度の体験はできますけど、まだそこまで行く交通機関もないような状況でございますので、親御さんたちにはそういった面では不便をきたしているとそのように思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） トマムについては先ほど話が出ました。これから公園を作っていく中でそのあたり住民の意見十分に取り入れてやっていかれるんだというふうに思いますが、中央については今村長おっしゃったキャンプ場、あとは湯の沢温泉とか村内でも気楽に訪れることができる場所っていうのはあると思います。ぜひ少し大きくなったお子さんが家族で楽しめるような、アスレチックを含めたような施設を考えていただきたいんですけども、再度村長にお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 1つは用地の問題がございまして、現在の村有地の中でそういう場所があるか、また村有地以外、農地として平らなところは使ってますし、そういった用地の確保が非常に難しい状況にあるんじゃないかと思っております。それはどういうものを作るかによってでございますけど、そういったこととあとどういうものを作るかによって費用そういったことも検討しなければならない材料だと考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） いったん施設については置いておいて、次の質問に移っていきたく

思います。子ども子育て会議の進捗についてお伺いしたいと思います。

占冠村の子ども子育て会議の開催状況と支援事業の計画の中にも計画を推進していきますよという文言があります。さらに、昨年の3月の定例会の中でも、私の質問に村長のほうからこの子ども子育て会議の委員の意見を継続的に聞いて政策に生かしていきたいというふうにお答えをいただいております。このあたりの進捗をお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。占冠村の子ども子育て支援事業計画でございますけど、昨年の3月に策定しております。ということは平成27年度が1年目ということもありまして、平成27年度においては会議の開催はありませんでしたけど、本年度においては計画の進捗状況・成果の点検を行うとともに、それらに対するご意見を賜って子ども子育て会議を開催していく予定になっております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 今回、子育て世代の方たちに少し意見を出していただいたんですが、ちょくちょく聞かれるのが占冠は高齢者が多いので高齢者向けの施策が多いのは仕方ないね、というような声が聞かれるんです。ただですね、これは認識がみんなそういうふうになってしまっているところがあるんですけれども、ご存知だと思いますが、占冠村の高齢化率というのは道内に179市町村の中で158位なんですよね。27.1%という非常に若い人が多い自治体です。これは富良野圏でも一番若い数字になっています。ちなみに、夕張市が1位で47.7%、中富良野が32.2%で108位、南富良野が115位で31.7%、富良野市が29.4%で138位、上富良野町が29%で140位と、占冠村は27.1%で158位ということになっております。

高齢者が多くてこれから日本は高齢化社会に入っていくというのはもちろんで、そちらの政策が大事なのももちろんではありますが、どうも子育て世代の人たちが仕方ないと、なかなか声を出し辛い状況にあるんじゃないかなというふうに思っています。この子ども子育て会議について私が質問したのは、当時トマムの委員さんが入っていなかったということで、これはおかしいんじゃないかということで指摘をさせていただいて、そこは入っていただきました。ただその後も、今言ったように若い世代の人たちが政策に結び付けるように意見を言える場っていうのがほとんどない状況の中で、この会議はしっかりしてそれを政策に結び付けてくださいねということで確認をさせていただいたわけです。それが平成27年度は会議がなかったと、これは計画の見直しではなくて現状を把握したり、行政側がどうしてその世代の声を聞こうとしないのか、これは摩訶不思議な状況にありますが、再度この会議をやらなかったということについてお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 子ども子育て協議会でございますが、第一義的には計画の進捗状況、成果の点検を行う組織であると考えておりましたので27年度、1年目ということもありまして開催しておりませんでした。ただ本年度におきましては、平成27年度の実績等も出ておりますので会議を開催して、各委員からそういったことの要望等を、ご意見を受けてまいりたいとそうように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） その子ども子育て会議と同様にですね、父兄、保護者の意見を聞いてもらいたいという事項で次の質問になりますけれども、名称の検討というのがあります。へき地保育所も昨年の3月の定例会で質問させてい

いただきました。へき地という言葉はですね、決していい意味で使われていないと。そして、助成の関係があつて付いていたというのがありますが、他の自治体では特に正式名称にそちらを用いていないというところも多数あるということで変更をすべきではないかということをお申し上げましたところ、保護者の意見を聞いて検討・協議するという答弁をいただいております。この結果等についてお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 両施設の名称でございますが、懇談会、年に何回か開催しております。その中で名称についてご意見いただく機会を設けました。トマムへき地保育所につきましては、「トマム」という名称は必ず残していただきたい。へき地というの取れるのであれば取っていただきたいとそういったご意見だったと思います。

それから占冠へき地保育所でございますが、こちらもほぼ同じようなご意見でございます。「へき地」はなくてもいいですねと、親御さんからはそういったご意見いただきました。中には名称変更するのであれば施設の建て替え時に行つてはどうかとそういったご意見もいただいております。

条例で名称を制定しておりますので、名称を変えとなれば来年の3月になるかと思いますが、変えとしたら当面「占冠保育所」、「へき地」を取つて「占冠保育所」、「トマム保育所」そういった名称に変更をしてはどうかと、現在はそうように考えてございます。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） へき地保育所の件で以前質問させていただいたんですが、名称をその時は焦点を当ててお聞きしたんですが、これはその実は名称というのは後から付いてくるもので、やはりその村の子ども子育て世代への政策

に重点が置かれてないということで、名称は放置されてきたのかなというふうに思います。今回意見の中にも、「へき地」というのは初めて聞いたと、あまり都会から移住してくる人は聞いたことがないのでかえつて何かパンチがあつておもしろいというような意見もあつたり、昔は田舎という言葉がわりと否定的に使われていましたが、現在田舎というすごくいいイメージが持たれているようなそういった側面もあるんだと思います。

ただ、多くの父兄がへき地って言葉は使わなくていいんじゃないかと言っている中では変更をしていくことが望ましいというふうに思いますが、今村長からも出ました施設の改修・新築の時に公募をして、良い名前をつけていくという方向は非常にいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、トマムと中央と2つ保育所がありますので、それに改築に併せてやっていくという考えでいいのか、それとも今村長少しお話をされた、簡単に名称をまずは「へき地」を取るような改正をして、その後、新しい施設にはまた公募をしていくのか、このあたりどういうふうにお考えか再度お聞きします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 私の記憶では両方一緒の懇談会では名称を、保育所の名前よりは子どもの保育への発言が多かつたような気がしています。ただ名称に関しましては「へき地」を取つて当面運営していつて、占冠へき地保育所については改築の時に改めて名称を変更する、そういった方法もあろうかと考えております。以上です。

議長（相川繁治君） ここで11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時31分

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

一般質問を行います。5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君）引き続き質問を続けていきたいと思えます。5番目の占冠らしい幼児教育とはということであります。大自然に囲まれた環境、人と人とのつながりが強く地域で子育てができる環境と、占冠は子育てに大変適した環境にあるというふうに考えられます。今年度から小学校と中学校はすべての学校でコミュニティスクールということも始まっておりまして、地域住民も積極的に子どもたちと関わると、そういった地域になっております。

昨年の3月に質問させていただいたんですけども、例えば「森のようちえん」、林業振興と協力した「木育」、そういう地域の環境を最大限に生かした施策を検討・実施されていますか。当時の回答では、現場とも十分協議しながら進めていきたいというような答えをいただいておりますが、その後どのような進捗があったのか。また冒頭申し上げました、大きな視点、少し長いスパンで占冠ではどういう子育て政策をしていくんだ、幼児教育を作っていくんだということをお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君）お答えいたします。占冠の両保育所におきましては、保育の内容や運営については、保育所保育指針に基づいて子どもや保護者の状況、地域の実情等を踏まえて進めてきております。保育指針には子どもの健康や安全を確保しつつ、子どもの1日の生活や発達過程を見通し、幼児期に育ち経験することが望まれる保育の内容が養育と教育の両面から示されております。ここでいう教育とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助のことを言ひまして、健康・人間関係・環境・言葉及び表現の5領域から構成されております。これまでも保育所に

おける日々の生活や行事等において、これらのことを念頭におき、木の積み木やブロックなどの導入や設定保育の中では、公園などを散策し、落ち葉や小枝を拾い、それらの材料を用いたお絵かきなど発達段階に応じた体験ができるよう心がけて保育に取り組んでいるところであります。

これからも発達段階、発達過程を見通した望まれる保育が必要であり、保育の中で自然体感占冠そういったことを体験できるような取組みを進めていくことが大切と考えておりますけど、子ども子育て会議等もありますので、保育に携わっている方々のご意見も拝聴しながら占冠らしい教育というものを構築していきたいと思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君）保育所は保育の運営指針によって運営されていると、これは当然のことではあります。住民からのヒアリング、私も見させていただいた中では、あんまり行政の指針が大きくなってそれに沿ってやっているというよりは前例主義、前年主義で、もしくは保育士の施行、保育士が信じる保育というか、その方向で大きく動いているのではないかなというふうに感じています。大枠でやはり、大きな指針っていうのは行政側が示して、保育士はそれに従って指針を作っていくと。もちろん現場での声っていうのは大切ではありますが、やはり保育士の考えだけでそれが作られていると、そこに保護者の意見もあまり反映されない状況、そういったことは好ましくないんだというふうに思っています。

トマムでは今、盛んにどろんこ遊びだとか水遊びだとかそういったものが行われているということですが、以前は行われていなかった時期があったと。これもやはり保育士の指針だったというふうに思われていて、中央で今そういう

遊びが行われない状況にあるんじゃないかというふうに言われています。こういった部分も含めて、今行政がどのくらいこの指針に關与して指導されているのかお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 保育指針に基づいて基本的には行っております。ただ、現在の体制でございますと子どもの数が少ないことから、2クラスを1人の保育士がみている状況にございまして、発達段階に応じた保育にはまだまだ不十分な点があると思っておりますし、年間の事業計画につきましても前年踏襲、そういったものが色濃くあるのではないかなと思っております。そういった人の問題もございまして、保育所のカリキュラム等きちんと再整備といいますが、先ほど言いましたように、今年は子ども子育て会議も開く予定しておりますので、そういったことが保育の現場にも取り入れられるような仕組みは作っていききたいとそうように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 前にもちょっとお話ししましたが、やはり子どもにとって1年というのは非常に大きいですから、行政がゆっくりやっていると今の0歳児も学校に上がるくらいのタイミングになってしまうと。もちろんしっかりとした計画を立ててカリキュラムの再整備ってことは大歓迎ですけれども、できるだけ早い段階で、できることはすぐにやっていただきたいと。子ども子育て会議で全部を取りまとめてそれを反映させるというのではなくて、途中段階でも、ここは改善したほうがいいだろうということはすぐにやっていただきたいというふうに思います。併せてやはり、今村長言った保育所の人材不足ですか、これは人員配置、人材育成、研修等も含めてここの部分を手厚くしていかないと、子ども子育て政策を新たに再整備してい

くことは難しいというふうに思われますが、このあたりの村長の考えをお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 現状では、村内に資格を持って働ける状態の保育士さんの数が居ないといいますが、募集しても上がってこないとそのような状況でございます。研修含めてできるだけ保育士の資質向上には勤めてまいりたいとそうように思っております。

それから保育計画でございますが、変えられるものは途中からでも変えていったほうがいいというご指摘がありましたけど、それも懇談会の中でお話しさせていただいて、変えられるものであれば変えてまいりたいとそうように思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） それではですね、次の質問に移っていききたいというふうに思います。

質問の2、教育長にお伺いをしたいと思います。子ども子育て支援制度における教育委員会の役割についてです。幼児教育が生涯に渡る人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえて、質の高い幼児期の教育・保育の提供する観点から学校教育を所管し専門性を有する教育委員会が積極的に新制度に關与することが不可欠であるというふうにあります。首長部局との具体的な連携・協力において「認定こども園・幼稚園・保育所に対する適切な指導・監督・評価の実施を」というふうにあります。現状をお聞きしたいと思います。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。子ども子育て支援制度におきましては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供することを目的としており、認定こども園・幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取組みの促進が求められております。就学前の児童

福祉施設として現在は学校教育法に基づく幼稚園、文科省です。それと児童福祉法に基づく保育所、ここは厚生労働省です。両方を兼ね備えた認定こども園がありますが、本村の保育所は児童福祉法第35条第3項の規定する児童福祉施設を設置することが著しく困難であると認められる地域の児童を保育し、もってこれらの児童の福祉を増進するために設置された無認可の保育所でございます。

小学校との連携のための取組みといたしましては、教職員が年数回程度保育所へ出向き園児の情報共有と保育所から学校へ円滑な引き継ぎを行ってきております。また、長部局との連携につきましましては、保育所・学校・福祉・医療・教育委員会等で構成する占冠村特別支援教育連絡協議会等においてそれぞれ相互の連絡協議を行ってございます。以上でございます。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 占冠村の成り立ちから無認可の保育所ということは現状で理解をしております。ただ、日本の国もどんどん成熟をしてきて、昔とは幼児教育に対する考え方・状況も変わってきている中で、国は子ども子育ての新制度を進めているわけです。

この中でですね、やはり保育所ということにあっても教育委員会が積極的に先ほど村長からありましたカリキュラム等への指導・助言等することによって、連なった幼児教育から学校教育へ教育委員会が指導・誘うことができるというふうに考えておりますが、教育長は、現状は別にして学校教育を所管する教育委員会として保育所の児童に対して何かしらする必要あるかどうかどういふふうにお考えかお聞きしたいと思います。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 新しい制度の認定こども園ですか、ここにつきましましてはうちの場合

とは事例は違うんですけれども、他市町村におかれましては認可されてるか認可されていないかは別として、保育所そして幼稚園というのを持ってございます。その両方のいいところ取りと言ったらちょっと言葉悪いんですけども、保育所でありながら、また幼稚園でありながら一つの施設の中で今言った文科省に関わる部分と、厚生労働省に関わる部分があります。そして認定こども園においては将来への小学校への繋がりということで市町村の福祉・保育所担当の部局とそして教育委員会が一緒になってその幼児期の保育所の関係の子ではないと思うんですけど、幼稚園児に該当する子どもたちについて、教育委員会と福祉部局が一緒になってその指針、計画を作って、そして小学校へ繋いでいくという方向がこの制度だと思います。

それで現状で今の状況で教育長としてどのようなことを考えているのかということでございますけれども、やっぱり一番の基本は保育所の今2歳から年長さんまで、はとさん、すずめさんというと思うんですけども、入った2歳児についてはちょっとまだそういう段階ではないですけれども、基本的には保育所の高学年、ちょっと言葉適切じゃないですけども、そういった子どもたち、そして保護者の方が安心して小学校と一緒に繋いでいくっていう方向については教育委員会としてもできる範囲であればお手伝いはしていきたいですね、というふうには教育委員会中でも小学校ともそういった協議はさせていただいております。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 認定こども園についての議論はまたこの後していこうというふうに思っていたんですが、今教育長のほうから話が出てきましたので、道内の認定こども園ってのが、実は平成27年4月1日現在で154あります。そのうち幼保連携型、幼稚園と保育園が連携し

た形が61、幼稚園型18、保育所型25、地方裁量型というのが5あって154。これ平成27年度なのでもっと今は増えているというふうに思います。

昨年4月に議会で安平町に視察に行きました。その中で認定保育園の、認定こども園の話が出てきて、今年の3月の議会でも少し話したかもしれませんが、教育委員会でその認定こども園は所管をしております。ですので子ども政策、子どもに対する支援政策はすべて教育委員会で安平町では管轄をしていると。これはそんなに一般的でないと思います。ただ非常に効果を上げているなというふうに感じまして、私も再度訪問して担当の方にお話を聞いてきたんですけども、現状、保育所はやはり縦割り行政ですから、縦割りの中で教育委員会がなかなか保育所に対して意見していくというのは難しいというふうに思うんですが、教育長はその必要性は感じてらっしゃるということで理解してもよろしいですか。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 必要性ということじゃなくて、教育委員会は学校として学校の教育に携わっておりますけれども、今の占冠の現状でいきますと、保育所については福祉関係が担当しております。同じ役場の庁舎の中に福祉と教育委員会があるわけですから、その中で今の制度上では教育委員会が保育所というか幼稚園に関わっていくような国の制度上の関わりはできないですけども、同じ役場という関係でいくのであれば、お互いに、相互でできることがあるのであればそれは協力していくことについてはやぶさかではないと思っているということです。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） この質問の主旨にあるのはですね、国の方向性としてやはり教育委員会がその部分はしっかりとやっていくべきだ

と。これは縦割り行政を超えて、なんらかの仕組みをちゃんと作っていく、もしくは縦割り行政で賄えないのであればその保育所・幼稚園の制度自体を地域としてやっぱり変えていくべきだろうというふうに読めるというふうに思っているんですけども、こども園に関してはまた継続してお聞きして、お互いにいろいろ調べて、最善の形をまた探していきたいというふうに思っていますので、今日はその部分の回答は求めずに2番目の占冠らしい幼児教育ということでお聞きしたいと思います。

先ほどの村長にお伺いしたのと同じような内容ですが、教育委員会で小学校就学前の子どもは保育所に通っているために管轄外ですけども、現状制度における改善策があればお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 答えさせていただきたいと思います。ただいまのご質問の件ですけども、保育所に限らず一般的に少人数の環境の中では、コミュニケーション能力、あるいは豊かな表現力等は身につけにくいと言われております。そのようなことから小学校への1日体験入学、あるいは、音楽発表会などの際に小学校の低学年との交流を深めるなどしてコミュニケーション能力の向上に繋がっていければと考えております。

また、中央小学校では英語学習の充実を目指しておりますけれども、その前段として現在、英語指導助手が保育所に出向き、英語に親しむ体験等も行っております。また、トマムでは学校と保育所が合同で今年度、運動会等を開催する取り組みを実施しております。

このような中、すべての学校がコミュニティスクールとしてスタートいたしましたので、学校・家庭・地域が一体となって未来を担う子どもたちを見守り育てていければいいなというふ

うに考えてございます。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） トマムの運動会の話は聞いております。現状に則した非常に素晴らしい対応だというふうに思っております。

続きまして、また村長のほうに質問を戻しまして、認定こども園の件でお聞きしていきたいというふうに思います。認定こども園への移行はということであります。先ほども話が出ましたが、学校や幼稚園が学校教育法に基づいた文科省の管轄で、保育所が児童福祉法に基づいた厚生労働省の管轄と。これは日本の縦割りの代表的な例で、日本の国民からするとこの縦割りというのは弊害にしかならないという状況です。この状況を改善するために、国は平成18年度に認定こども園制度を創立して、保育及び教育並びに保護者に対する子育て制度の支援の総合的な定義を進めてきました。

昨年、安平町を視察して、合併後安平町になっていますが、認定こども園の移行、そして幼児から一貫した教育委員会所管の教育行政について伺って、この制度の重要性を再度認識しました。追加で安平町にお話を伺いに行ってきましたが、村でこの制度を導入した場合のメリット・デメリット、そういったことが現状把握している部分がありましたらお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。この制度を導入した場合のメリットでございますが、一般的に言われているように、3歳から就学前までの子どもに幼稚園教育を提供できること、それから3歳以上で保護者の就労に関わらず保育を受けることが可能になる、それがメリットと思っております。また、デメリットのほうでございますが、一つは村及び保護者の財政負担が考えられます。幼稚園の教員免許を有す

る保育士の増員や施設整備など体制の整備に伴う財政的な負担が想定されます。以上です。

議長（相川繁治君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） それでは続けて一般質問をさせていただきたいと思っております。村長から認定こども園に移行した場合のメリット・デメリットの話がありました。デメリットに関してはやはり財政負担、そして住民としては利用負担ということであろうということでありましたけれども、やはりこのあたりのことの精度を上げて、この制度自体のわが村にどれだけ合ったものなのかということ、これからも研究を続けていってほしいというふうに思うんですが、昨年視察に行かせていただいた安平町の例で言うと、平成24年からこのこども支援は、子ども手当の給付の業務を除いてすべて教育委員会の子ども支援グループで所管しているという状態にあります。

平成23年の行政の執行方針にはその子育ての部分があって、平成24年からは教育委員会の教育の行政執行方針の中にその子育て政策が入ってくると。ここを比べてみますと、平成23年の行政執行方針の中には23行ほどで書かれていると。占冠村の行政執行方針の中も子育て支援、福祉の部分はそれほど多くはない。同じような形で、全体の政策の本当の一部という形で書かれているんですが、平成24年の教育行政執行方針、教育委員会に移管をしてどうなったかといいますと、だいたい5倍くらいですね。1ページ丸まんま子育て支援の政策に執行方針が充てられていると。これは住民の側からすると、や

はり行政が子育て支援の政策をどれだけ詳細にどれだけ推進しようとしているかっていうことで、もっとも分かりやすい見え方になるかなというふうに思いました。かなり業務的には大変なことだというふうに、担当の長尾総統括参事という方がいってらっしゃいましたけれども、やはり子どもに関して全部小さい時から全て見えている状況で行政が接することができるっていうのは非常に大きいし、非常にスムーズだと。ワンストップっていうんですかね、そういう形になっているのが非常にメリットだよというふうにも聞いております。

村長に再度お伺いしますけれども、この認定こども園の制度も保育所型、幼保連携型等いろいろあるんですけれども、この研究を今後も精度を上げてやっていただけるかどうかお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 認定こども園につきましてはまだ正直勉強不足なところがございます。占冠保育所の状況を見ますと地方裁量型が該当になるのかなと考えております。ただ、先ほど言いましたように、まだ制度自体も熟知していない状況でありまして、例えばその認可定員、それから利用定員そういう区分もあるようでございますので、そういった使い分けがどういうことを意味しているのか、そういったことも勉強しなければならない事項だと思っております。

現状から申し上げますと教員、幼稚園の教員免許を有する保育士、それから当然施設も改修・改築しなければならない状況になってくるかと思えます。加えて中央地区それからトマム地区2箇所の保育所運営も今後考えておりますので、現状からすると認定こども園の移行は大変厳しい状況にあるのではないかとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 現状見た中では難しいことも多いかなというふうに思いますけれども、冒頭申し上げたとおり、やはり教育の問題ですので、一つ長いスパンで何がベストなのか、どこに投資をして、移住・定住も含めて村としてどういう方向性を見つけていくのかということをしてぜひ議論を続けていきたいというふうに思います。

2つ目の質問になりますけれども、この大きな政策を推進していくためには、まずは施設（ハード）の問題も必要不可欠ですけれども、同時にこの村の特徴を生かした幼児教育の在り方全体を再構築していく必要があると、これは急務だというふうに思います。これが今後の移住・定住政策に大きく影響をしていくというふうに考えられるんですが、再度占冠らしい幼児教育、この「らしい」ということも住民のみなさんにお聞きした中では、確かに人と人との繋がりと自然環境とかそういったことを前面に押し出した「らしさ」もあるけれども、他にもその「占冠らしさ」というのがもっとあるかもしれない。例えば少しのんびりしているとか。顔が見える関係性の中でいろんなことを作っていく中で、少しのんびりしているようなところ、これも占冠らしさで悪い面もそこで出てくるかもしれないんですけど、いい面もあるのかもしれない。

そのいろんな面の「占冠らしさ」と言いますが、そういうのをぜひ子育て、幼児教育にどういう形で生かしていったらいいかっていうのを考える機会をたくさん作っていただきたいなというふうに思います。村長にその大きな尺度でそのあたりをどう考えるかっていうことを最後にお聞きしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 山本議員のご質問にお答えいたしますが、最初から共通して言えるこ

とは、施設の建て替えと占冠らしい教育、そういうことではないかなと思っております。施設については先ほど申し上げましたように、今年度財政計画含めて公共施設の計画も作りますので、その中で年次計画等を検討してまいりたいと思っております。

それから本村の特徴を生かしたその幼児教育の在り方でございますけども、保護者等の要望につきましては、子ども子育て会議等で議論いただきたいと思いますし、子育て政策につきましては地方創生総合戦略の4本の柱の一つでもありますので、総合戦略検討委員会等、横断的な議論を今後行っていききたいとそうように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 続きまして7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。まず、第1に上下水道の取水池等の安全対策であります。ゴミ最終処分場と類した委託事業でありますけれども、占川の水道取水池の取水孔の落葉樹の落ち葉等によって取水孔が詰まってしまうと、そういうことがあります。それが詰まると取水量が低下し、要するに水道量のポンプアップが、量が減ってくるということでもあります。エアを吸い上げるということもあります。そういう中でその取水孔の詰まったもの、ゴミの除去作業を行うことについては、要するに胴付きって言うていいか、胴長って言うていいか、それを着用して作業するのでありますが、それを着ることによって動く動作が鈍くなる。

そして冬季間であれば、川の取水施設でありますから当然水を止めている所が結氷する。そういう中でより危険度が増大するということでもあります。併せて占川の取水池については林地、山林でありますから携帯が繋がらない。そういう中で連絡体制もきちんと取れない。また冬季

間であれば除雪についてもやはりきちんとした除雪体制がなされていけばいいんですが、なかなか一人体制だという時には待っても応援も求めるとかって言ったら当然連絡、携帯のきくところまで歩いてこなきゃならんとかそういうことが起きるわけです。

そして春先の着雪時については、往復して通っている道路、作業道路っていうか林道ですか、それに着雪して木が垂れ下がって、ノコとかチェーンソー持って切りながら、行く時は大丈夫でも帰り着雪で帰って来られない、そういうような状況もあります。だから一人作業ではやはり危険度があるのでないか、やはり安全対策としてきちんと二人体制の中で労働者の安全確保に努めなければならないと考えているんですが、それで占川の取水池については、林道沿いは村有林になるんですか、国有林になるんですかも合わせて伺いいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 佐野議員のご質問にお答えいたします。まず施設の土地状況でございますけど、取水施設があるところは国有林、その手前が村有林と民有林そういう形になってございます。

それからゴミ除去作業でございますが、村のほうからその都度業者のほうに依頼しまして、2名から3名の複数名で作業を行っております。安全作業を心がけておりますけど、改めて作業を行う施設に危険箇所がないか再確認するとともに、電話での連絡が取れない場所でもありますので、業者間及び役場間の連絡調整を的確に行ってまいります。また、作業前には担当職員が現地に出向き、双方で作業内容の確認を徹底することによりまして安全確保に努めてまいりたいそうように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 今村長の答弁いただい

たんですけど、そのとおりだと思うんですが、
胴長についても足元がやはり苔とかなかとか出
てきて滑りやすいという中で転倒、あの中でや
はり転倒しちゃったら胴長のところから、上か
ら水が入っちゃって、なかなか動きが取れなく
なっていくとそういう状況も出てきます。そう
いう中でやっぱりヘルメットの着用をして、取
水地から上にあがって行く階段等も作っていただ
ければいいかなと。現地も私も何回か行って
は居るんですが、そういうことも含めてきちん
と、やはり二度と痛ましい事故起こさないため
にも安全管理の指導等を適正な処置を講じてい
ただければと思うんですが、再度そのへんにつ
いてお伺いをいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。ご
意見としてお伺いいたします。安全対策につき
ましてはまず徹底してそこは進めてまいります。
以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 私の今の質問は上水道
の取水地に限定したことはありませんけども、
やはり村で発注する公共事業等についても、ま
た他に類似する業務委託されている部分につ
いてもやはり安全対策はきちんとしていただき
たいと思います。これは答えいりませんので、次
のほうへ移らせていただきます。

質問2の宮下橋の改修工事についてです。昨
年度下部工事が終わって、今年度は上部工事と
いうことで、工事の発注はいつするのか。片側
通行か全面規制されるのか。その時間帯につ
いてはどうするのか。宮下橋を利用されている住
民、村民との事前の話し合いは持たれたのか。
発注にあたって留意される事項を伝える必要が
あると思うんですが、留意された事項っていう
のは後で質問させていただきましても、この
前段の3つについてお伺いいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。工
事の発注は7月中旬に予定しております。工事
の施工中は全面通行規制になりますが、歩行
者・車両の通過に関してはその都度、通行でき
るよう配慮してまいりたいと。それから住民と
の事前話し合いでございますが、4月27日、28
日に2軒の方々に戸別に説明を行っております。
また発注後に詳しい説明等行う予定であります。
以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 事前に住民との話し合
いも行われていたし、全面通行規制ということ
で7月中旬の発注ですから工期はいつになるか。
雪降るまでには終わるのでないかと思うんです
が、留意される事項っていうのは、要するに工
事の受託した工事土建業者である工事関係者と
か、代理人監督等がいろいろの村の説明を聞いた
って、内部の中の作業員まできちんと中身につ
いて掌握してなければいけないと思います。要
するに、例えば3時から5時は通しますよと、
だけど5時5分過ぎに来たと。自分の時計は4
時55分だからいいんでないかということになっ
てくる。作業員が内部でいろいろな検討をして
なければ、「なんだ勝手に今頃来やがって」なん
て、こういう話になればまた住民とトラブルが
起きると、そういうことが往々にしてやっぱり
工事現場ではあるんですよね。そういうことを
考えると、やはり工事の請負者の中で作業員と
代理人監督者の意思疎通がきちんとされて、そ
して末端の作業員にまできちんとそのことが伝
わる、そういう仕組みにしてなければならぬ
と思います。いざトラブルになれば、やはり村
のほうにどうなんだったかってこういう話になっ
てくるわけで、そのへんは発注するときに事前
にそういうことを留意して、こういうことはやっ
ぱり内部で検討して連携してきちんと対応してく

ださいということも一言申し添えていいのでないかと思いますが、再度伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 当然、受注者に対しては、いろんな決まりごとといたしますか、村との間に決まりごとができると思いますので、それは現場作業員含めて現場に徹底するよう指示してまいりたいと思います。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 今村長が言われたように、きちんとそのへんを対応をきちんとしていただいて、また工事の無事安全作業の中で工期を終わらせていただけるようお願いをして質問を終わります。

議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

日程第4 承認第1号から日程第23 承認第11号

議長（相川繁治君） 日程第4、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件から日程第14、承認第11号、専決処分につき承認を求めることについてまでの件、11件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。承認第1号から承認第5号までについては、総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） それでは議案書1ページをお願いいたします。承認第1号、専決処分につき承認を求めることについて。

緊急執行を要しましたので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。内容につきましては、2ページの専決処分書にてご説明いたします。占冠村税条例等の一部を改正する条例です。

第1条、こちらで占冠村税条例の一部改正で、第56条及び第59条において、法第348条第2項の非課税対象となる法人の名称を、独立行政法人労働者健康福祉機構から独立行政法人労働者健康安全機構に改めるとともに、本機構の固定資産に関する文言の追加をするものです。また、附則第10条の2で、再生可能エネルギー発電施設等を加えるとともに、固定資産税を軽減する特例措置割合を規定するものです。

第2条は、占冠村税条例の一部を改正する条例の一部改正として、村たばこ税に関する経過措置において、所要の文言整理を行うものです。3ページをお願いいたします。附則としまして、施行期日は平成28年4月1日からとしております。経過措置として、第1条の規定による改正後の村税条例の規定中、固定資産税に係る部分の適用は、平成28年度以後の固定資産税について適用し、平成27年度までの固定資産税については従前の例によります。また、改正後の村税条例附則第10条の2第9項から第13項までの規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される設備に対して課する平成29年度以後の固定資産税について適用することとしております。以上、ご審議宜しくお願いいたします。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。承認第2号、専決処分につき承認を求めることについて。

緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

内容につきましては、6ページ、専決処分書にてご説明いたします。占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。本件は、平成28年度税制改正に伴い、村国保税条例の一部を改正するもので、第2条中、課税限度額の引き上げについて、基礎賦課額にかかる課税限度額を52

万円から54万円に。後期高齢者支援金等賦課額にかかる課税限度額を17万円から19万円に引き上げるものです。第23条で軽減措置については、5割軽減対象となる世帯の所得判定基準について、被保険者に乗ずる金額を26万円から26万5千円に、2割軽減対象となる世帯の所得判定基準については、47万円から48万円に引き上げるものです。附則としまして、施行期日は平成28年4月1日からとしております。適用区分は、改正後の本規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、議案書の7ページになります。承認第3号、専決処分につき承認を求めることについて。

緊急執行を要しましたので地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。8ページの専決処分書にてご説明いたします。

過疎地域自立推進のための固定資産税の課税減免に関する条例の一部を改正する条例。本件は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令の改正に伴い、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するもので、過疎地域の固定資産税の課税免除適用期限を1年延長し、附則第2項中で、平成28年3月31日限りを平成29年3月31日限りに改めるものでございます。附則として、施行期日は平成28年4月1日からとしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議案書9ページをお願いたします。承認第4号、専決処分につき承認を求めることについて。

緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。内容は10ページ、専決処分書にてご説明いたします。

平成27年度占冠村一般会計補正予算、第8号は翌年度に繰り越して使用できる経費について補正するものでございます。11ページをご覧ください。第1表繰越明許費で内容をご説明申し上げます。本繰越明許費は、自治体情報システムネットワーク強靱化対策事業によるもので、事業内容は、2款、1項、総務管理費において、7目、企画費で自治体情報システムネットワーク強靱化対策委託料3653万4千円でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

続いて13ページをお願いたします。承認第5号、専決処分につき承認を求めることについて。

本件は緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。内容は、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第9号で、14ページ専決処分書でご説明申し上げます。

平成27年度占冠村一般会計補正予算、第9号は歳入歳出それぞれ9000万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億7780万円とするものと、地方債の変更3件でございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明を申し上げます。

議案書の20ページをお願いたします。歳入につきましては、実績額等に基づきまして増減額を整理しております。

第1款、第1項、村民税において、1目、個人で現年課税分535万円の増額。2目、法人で現年課税分220万円の増額でございます。1款、2項、固定資産税では、1目、固定資産税で現年

課税分140万円の増額、滞納繰越分で30万円の増額でございます。1款、3項、軽自動車税で現年課税分16万2千円の減額でございます。1款、4項、村たばこ税、1目、村たばこ税で旧3級品外、29万円の減額。旧3旧品、10万円の減額でございます。

21ページをお願いいたします。2款、1項、地方揮発油譲与税において27万5千円の減額でございます。2款、2項、自動車重量譲与税において270万8千円の減額でございます。

3款、1項、利子割交付金において24万2千円の減額でございます。

4款、1項、配当割交付金において27万6千円の増額。

5款、1項、株式等譲渡所得割交付金において24万7千円の増額でございます。

22ページをお願いいたします。6款、1項、地方消費税交付金において、1054万9千円の増額。

7款、1項、ゴルフ場利用税交付金において35万1千円の増額。

8款、1項、自動車取得税交付金において305万8千円の減額。

10款、1項、地方交付税において特別交付税額の確定に伴い、2720万1千円の増額でございます。

23ページをお願いいたします。13款、1項、使用料において1目、総務使用料でコミュニティセンター使用料4千円の減額、地域情報通信基盤施設使用料78万5千円の増額。2目、民生使用料で保育料37万6千円の減額。3目、衛生使用料で火葬場使用料4万8千円の減額、墓地使用料1万6千円の減額、最終処分場使用料37万1千円の増額。5目、農林業使用料で放牧地使用料1千円の減額、交流促進施設使用料1万9千円の減額、レクリエーションの森使用料1千円の減額。6目、商工使用料で物産館使用料

29万3千円の減額。7目、土木使用料で村営住宅使用料444万9千円の増額、村営住宅使用料滞納繰越分146万8千円の増額。8目、教育使用料でコミュニティプラザ使用料46万6千円の減額でございます。

24ページをお願いいたします。13款、2項、手数料において1目、総務手数料で諸証明手数料11万9千円の増額でございます。

14款、1項、国庫負担金において、2目、民生費国庫補助金で、社会福祉費国庫負担金62万7千円の増額。児童福祉費国庫負担金239万1千円の増額でございます。

25ページをお願いいたします。14款、2項、国庫補助金において1目、総務費国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備費補助金の額確定などで264万4千円の増額。2目、民生費国庫補助金で社会福祉費国庫補助金16万4千円の減額、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費8万2千円の増額。3目、衛生費国庫補助金で保健衛生費国庫補助金8万円の減額。6目、教育費国庫補助金でへき地児童生徒援助費国庫補助金、小学校費国庫補助金で1万5千円の減額、中学校費国庫補助金で3万6千円の減額。要保護児童生徒援助費補助金1千円の減額でございます。

26ページをお願いいたします。14款、3項、委託金において、1目、総務費委託金で外国人登録事務委託金7万8千円の増額。2目、民生費委託金で国民年金事務委託金31万6千円の増額。3目、教育費委託金で少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業委託金21万8千円の減額でございます。

15款、1項、道負担金において、1目、民生費道負担金で社会福祉費道負担金135万7千円の増額。児童福祉費道負担金56万5千円の増額でございます。

27ページをお願いいたします。15款、2項、

道補助金において、1目、総務費道補助金で土地利用対策道補助金8千円の減額。2目、民生費道補助金で市町村地域生活支援事業費道補助金6万5千円の増額、子ども・子育て支援交付金48万9千円の増額。3目、衛生費道補助金で保健衛生費道補助金33万9千円の増額。4目、農林業費補助金で経営所得安定対策直接支払推進事業費道補助金3万5千円の減額。林業費道補助金は43万9千円の減額でございます。

28ページをお願いいたします。15款、3項、委託金において、1目、総務費委託金で道民税徴収取扱費交付金28万5千円の増額、人口動態調査事務委託金2千円の増額、統計調査費委託金は59万5千円の減額、北海道権限移譲事務交付金12万6千円の増額でございます。

16款、1項、財産運用収入において、1目、財産貸付収入で土地建物貸付収入659万4千円の増額。地域振興住宅貸付料滞納繰越分25万6千円の増額でございます。

29ページをお願いいたします。16款、2項、財産売払収入において、1目、不動産売払収入で立木売払収入194万8千円の増額。3目、生産物売払収入で木炭売払収入23万3千円の減額でございます。

17款、1項、寄附金において、1目、一般寄附金で1千円の減額。3目、ふるさと寄附金で3万円の増額。4目、民生費寄附金で福祉事業寄附金13万円の増額でございます。

18款、1項、繰入金において、1目、財政調整基金繰入金で9486万6千円の減額。2目、畜産振興基金繰入金で300万円の減額。4目、農業振興基金繰入金で1925万円の減額。5目、福祉基金繰入金で1210万円の減額。6目、環境保全と観光振興基金繰入金で487万8千円の減額。7目、林業振興基金繰入金で1580万円の減額で、一般財源が確保されたもの、又は事業費の変更などによる減額でございます。

30ページをお願いいたします。20款、1項、延滞金、加算金及び過料において、1目、延滞金で5千円の減額でございます。

20款、3項、貸付金元利収入において、3目、特殊林産物振興資金貸付金収入で9万円の増額。7目、奨学資金貸付金収入で現年分243万7千円の増額。滞納繰越分で100万9千円の増額でございます。

20款、4項、受託事業収入において1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入で14万3千円の増額でございます。

31ページをお願いいたします。20款、5項、雑入において、1目、雑入はそれぞれ説明欄のとおりの増減で148万3千円の増額でございます。3目、旅客自動車運送事業収入は、富良野線旅客運賃53万6千円の減額、富良野線手荷物運賃1千円の減額。32ページをお願いいたします。富良野線広告料1千円の減額、トマム線旅客運賃17万1千円の増額、トマム線手荷物運賃1千円の減額、トマム線広告料1千円の減額でございます。

21款、1項、村債において、1目、総務債で過疎対策事業債、過疎地域自立促進特別事業分240万円の減額。3目、農林業債で道営森林管理道アリサラップ支線開設事業負担金480万円の減額、林業専用道鬼峠支線開設工事業120万円の減額で、いずれも事業の確定に伴う減額となっております。

次に歳出についてご説明申し上げます。議案書の33ページをお願いいたします。歳出については主に執行残の減額と事業費及び補助金等の確定による減額や財源振替などを行っております。

2款、1項、総務管理費において、1目、一般管理費は社会保険料等100万円の減額、常勤嘱託職員賃金30万円の減額、講師謝礼40万円の減額、旅費123万円の減額、負担金、補助及び交付

金50万円の減額でございます。4目、財産管理費は財政調整基金積立金3280万円の増額と財源振替。5目、総合センター管理費は需用費190万円の減額。6目、コミュニティセンター管理費は清掃業務等雇上賃金15万3千円の減額、燃料費、50万8千円の減額。7目、企画費は共済費79万7千円の減額、臨時雇上賃金390万3千円の減額、報償費106万8千円の減額、燃料費44万7千円の減額、通信運搬費52万円の減額、顧問弁護士委託料173万8千円の減額。34ページをお願いいたします。移住・定住対策事業住宅使用料50万2千円の減額、富良野広域連合負担金229万9千円の減額、環境保全と観光振興基金積立金として3万円の増額でございます。8目、支所費は執行残の整理として、賃金ほか45万4千円の減額。10目、旅客自動車運送事業費は修繕料85万円の減額。11目、諸費で30万5千円の減額。災害用ポンプ等30万円の減額、中央地区避難路新設工事執行残で20万円の減額、東日本大震災避難者支援生活備品購入費44万円の減額、高校通学者補助金20万円の減額、東日本大震災避難者支援一時金29万円の減額。12目、地域交通運送費は予約型乗合交通委託料の執行残として220万円の減額でございます。

35ページをお願いいたします。2款、2項、徴税費において、2目、賦課徴収費で常勤嘱託職員賃金30万円の減額。地籍・固定資産データ更新委託料20万円の減額でございます。

2款、3項、戸籍住民基本台帳費で、1目、戸籍住民基本台帳費は住基ネットワークシステム共同利用料104万9千円の減額でございます。

47ページ、2款、4項、選挙費で、3目、知事・道議選挙は投開票管理者等報酬他執行残で71万9千円の減額。

36ページをお願いいたします。4目、村議会議員選挙費においても報酬ほか執行残で88万7千円の減額でございます。

2款、5項、統計調査費で、1目、統計調査総務費は調査員等報酬他執行残で59万5千円の減額でございます。

37ページをお願いいたします。3款、1項、社会福祉費において、1目、社会福祉総務費は修繕料159万7千円の減額。負担金、補助及び交付金51万8千円の減額。扶助費233万6千円の減額。積立金は13万1千円の増額。繰出金で1700万円の減額でございます。

2目、老人福祉費は委託料で111万2千円の減額と、扶助費で老人保護措置費74万円の減額でございます。

38ページをお願いいたします。3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費は臨時雇上賃金200万円の減額。負担金補助及び交付金は53万5千円の減額。扶助費で児童手当138万5千円の減額。2目、へき地保育所費は賃金430万円の減額。燃料費20万円の減額。占冠保育所遊具撤去及び設置工事費執行残で150万円の減額でございます。

4款、1項、保健衛生費において、1目、保健衛生総務費で診療所会計繰出金1220万円の減額。2目、予防費は消耗品費100万円の減額、がん検診・エキノコックス症検査委託料220万円の減額。3目、環境衛生費は火葬場管理委託料51万8千円の減額。4目、医療費は財源振替でございます。5目、後期高齢者医療費は後期高齢者医療会計繰出金30万円の減額でございます。

39ページをお願いいたします。4款、2項、清掃費において、2目、じん芥処理費は財源振替。6款、1項、農業費において、1目、農業委員会日、2目、農業振興費、3目、畜産業費、4目、農業構造改善事業費及び6目、交流促進施設運営費はいずれも財源振替でございます。

40ページをおねがいいたします。6款、2項、林業費において1目、林業振興費で、報酬9万1千円の減額。社会保険料等9万2千円の減額。

賃金78万6千円の減額、報償費44万4千円の減額。旅費16万1千円の減額、保険料30万1千円の減額。使用料及び賃借料で76万4千円の減額、工事請負費は執行残で80万6千円の減額、原材料費15万2千円の減額、備品購入費31万4千円の減額。41ページをお願いいたします。負担金、補助及び交付金は道営森林管理道アリサラップ支線開設事業負担金など735万3千円の減額、積立金は194万8千円の増額でございます。

7款、1項、商工費において、1目、商工振興費で光熱水費60万円の減額、商工振興事業補助金104万円の減額。2目、観光費は需用費321万6千円の減額、物産館清掃委託料58万円の減額、湯の沢温泉給湯ボイラー更新工事100万円の減額でございます。

42ページをお願いいたします。8款、1項、道路橋梁費において、1目、道路維持費は需用費414万7千円の減額。委託料は執行残で218万4千円の減額でございます。8款、3項、住宅費において1目、住宅管理費は需用費で292万円の減額でございます。8款、4項、都市計画費において2目、生活排水処理は下水道会計繰出金50万円の減額でございます。

43ページをお願いいたします。10款、1項、教育総務費において、2目、事務局費は占冠・アスペン中学生短期交換留学事業補助金110万円の減額。3目、義務教育振興費は財源振替でございます。4目、育英事業費は委託料65万5千円の減額と奨学資金償還金積立金344万6千円の増額でございます。10款、2項、小学校費においては1目、学校管理費は燃料費63万9千円の減額。2目、教育振興費は財源振替でございます。10款、3項、中学校費において、2目、教育振興費は財源振替でございます。

44ページをお願いいたします。10款、4項、社会教育費において、2目、公民館費は財源振替。3目、コミュニティプラザ管理費は需用費

135万円の減額でございます。10款、5項、保健体育費において、1目、保健体育総務費は光熱水費60万円の減額。委託料76万円の減額でございます。12款、1項、公債費において、1目、元金で長期債年賦元金100万円の減額。2目、利子で一時借入金利子160万円の減額。長期債年賦利子150万円の減額でございます。

45ページをお願いいたします。14款、1項、職員費において、1目、職員費は一般職の給料で370万円の減額、職員手当等で480万円の減額。社会保険料40万円の減額。再任用職員の減などによります共済費組合分430万円の減額。退職組合分280万円の減額でございます。

戻りまして、15ページから16ページになります。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。17ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては、表のとおり過疎地域自立促進特別事業の過疎対策事業債ほか2件を変更しようとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（相川繁治君） 承認第6号から承認第7号及び承認第9号から承認第11号については、保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案書47ページをお開き願います。承認第6号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

48ページをお願いいたします。専決処分書、平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第5号であります。歳入歳出予算の補正ですけれども歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7260万円とするものであります。内容に

つきましては事項別明細書に基づき説明いたします。

51ページをお開き願います。歳入からになります。1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税におきまして1節、医療給付費分現年課税分で346万1千円の増額。2節、後期高齢者支援金分現年課税分で98万2千円の増額。3節、介護納付金分現年課税分で121万円の増額。4節、医療給付費分滞納繰越分で25万円の増額。5節、後期高齢者支援金分滞納繰越分で11万円の増額。6節、介護納付金分滞納繰越分で1万5千円の増額であります。2目、退職被保険者等国民健康保険税におきまして、1節、医療給付費分現年課税分で14万7千円の減額。2節、後期高齢者支援金分現年課税分で4万7千円の減額。3節、介護納付金分現年課税分で7千円の減額であります。

続きまして、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金におきましては72万3千円の増額であります。52ページをお願いいたします。3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金におきまして普通調整交付金では222万円の増額。特別調整交付金では27万4千円の減額であります。

4款、療養給付費等交付金、1項、療養給付費等交付金におきましては現年度分で療養給付費交付金59万9千円の減額。過年度分で療養給付費交付金過年度精算分306万8千円の増額であります。

6款、道支出金、2項、道補助金、1目、道財政調整交付金におきましては385万2千円の増額でございます。

7款、共同事業交付金、1項、共同事業交付金、1目、高額療養費共同事業交付金におきまして360万円の増額。2目、保険財政共同安定化事業交付金におきまして610万円の増額でありま

す。

53ページをお願いいたします。8款、繰入金、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金におきまして、1節、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきまして130万9千円の増額。保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきまして138万7千円の増額。職員給与費等繰入金につきまして21万7千円の増額。4節、出産育児一時金繰入金につきまして28万円の増額。5節、財政安定化支援事業繰入金におきまして18万2千円の増額。6節、その他一般会計繰入金におきまして1817万5千円の減額。2目、国保財政調整基金繰入金におきましては990万円の減額であります。

9款、繰越金、1項、繰越金におきましては前年度繰越金で3万6千円の増額であります。

10款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料におきまして、一般被保険者延滞金で2万8千円の減額であります。続きまして54ページをお願いいたします。10款、諸収入、2項、受託事業収入におきまして、特定健康診査等受託料で2万5千円の減額であります。

続きまして55ページをお願いいたします。歳出です。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきまして職員手当等で12万7千円の減額。共済費で4万5千円の減額。委託料で2万8千円の減額であります。

2款、保険給付費、1項、療養諸費から56ページ10款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金までにつきましては財源振替であります。

49ページをお願いいたします。以上、説明申し上げたとおり歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

続きまして57ページをお願いいたします。承認第7号、専決処分につき承認を求めることに

ついて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおりに処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

58ページをお願いいたします。これにつきましては、平成27年度村立診療所特別会計補正予算、第2号であります。歳入歳出予算につきましては歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8630万円とするものであります。以降、事項別明細書に基づいて説明いたします。

61ページをお願いいたします。まずは歳入からになります。1款、診療収入、1項、外来収入、1項、占冠診療所診療報酬収入でありますけれども、1節、国民健康保険診療報酬収入現年度分におきまして13万3千円の増額。2節、社会保険診療報酬収入の現年度分におきまして13万5千円の増額。3節、後期高齢者診療報酬収入の現年度分におきまして185万3千円の増額。4節、一部負担金収入におきまして30万円の減額。5節、その他診療報酬収入におきまして12万2千円の増額であります。2目、トマム診療所診療報酬収入におきまして、1節、国民健康保険診療報酬収入におきまして14万1千円の減額。2節、社会保険診療報酬収入におきまして28万3千円の減額。3節、後期高齢者診療報酬収入におきまして41万円の増額。4節、一部負担金収入におきまして21万7千円の減額。5節、その他診療報酬収入におきまして9万2千円の増額であります。

続きまして、1款、診療収入、2項、その他の診療収入におきまして、1目、占冠診療所諸検査収入におきまして52万9千円の増額。トマム診療所諸検査収入におきまして38万3千円の増額であります。

続きまして、62ページをお願いいたします。2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、

占冠診療所手数料におきまして4万円の増額。

2目、トマム診療所手数料におきまして1万6千円の増額であります。

3款、道支出金、1項、道補助金、1目、衛生費道補助金におきましてへき地診療所運営費補助金として127万8千円の増額であります。

4款、繰入金、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金におきまして1220万円の減額であります。

5款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金におきまして、前年度繰越金として115万円の増額であります。

63ページの歳出であります。1款、総務管理費、1項、施設管理費、1目、一般管理費におきまして、共済費35万円の減額。賃金につきましては臨時雇上賃金として44万円の減額。報償費につきましては医師派遣謝礼として40万円の減額。旅費につきましては57万1千円の減額。19節、負担金、補助及び交付金につきまして3万4千円の減額。23節、償還金、利子及び割引料、道補助金返還金で76万円の減額であります。2目、占冠診療所管理費におきまして、需用費、消耗品から修繕料までで34万8千円の減額。役務費につきましては10万円の減額であります。14節、使用料及び賃借料につきましてはタクシー借上料等で42万5千円の減額。18節、備品購入費につきましては一般備品購入費で10万円の減額。27節、公課費におきましては自動車重量税で3万5千円の減額であります。64ページをお願いいたします。3目、トマム診療所管理費でありますけれども、需用費におきまして消耗品費から修繕料までで88万4千円の減額。13節、委託料では産業廃棄物処理委託料及び医師送迎委託料で45万7千円の減額。27節、公課費において自動車重量税で3万5千円の減額であります。

2款、医業費、1項、医業費、1目、占冠診

療所医療用機械器具費で11節、需用費におきましては消耗品で11万4千円の減額。役務費では手数料で19万円の減額。委託料では臨床検査業務委託料で57万7千円の減額。備品購入費では40万9千円の減額であります。2目、トマム診療所医療用機械器具費では役務費で7万5千円の減額。13節、委託料では22万円の減額。14節、使用料及び賃借料では18万5千円の減額であります。6目、トマム診療所医療品衛生材料費では需用費で29万1千円の減額であります。

59ページをお開き願います。以上、説明申し上げたとおり歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

続きまして、71ページをお願いいたします。承認第9号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

72ページをお願いいたします。内容につきましては平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第4号であります。歳入歳出予算につきましては歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億600万円にするものであります。事項別明細書に基づき説明いたします。

75ページをお願いいたします。歳入からになります。3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金におきまして50万5千円の増額です。3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、調整交付金におきまして100万円の減額。3目、事業費補助金におきまして介護保険事業費補助金で24万円の減額。

4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金におきまして348万1千円の減額であります。

5款、道支出金、1項、道負担金、1目、介護給付費負担金におきまして90万円の増額であります。

76ページをお願いいたします。7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、2目、地域支援事業繰入金におきまして220万円の減額です。7款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金におきまして226万3千円の減額です。

9款、諸収入、3項、サービス収入、1目、介護給付費収入におきまして居宅介護サービス計画費収入で24万4千円の減額であります。

9款、諸収入、4項、雑入、4目、雑入におきまして、ふれあい訪問サービス利用料で2万3千円の増額であります。

続きまして、77ページからは歳出になります。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきまして、13節、委託料で、介護システム改修委託料で執行残によりまして20万円の減額であります。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費におきましては財源振替です。2目、介護支援サービス等給付費におきまして、110万円の減額。3目、施設介護サービス等給付費におきまして960万円減額です。

2款、保険給付費、3項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス等費におきまして100万円の減額であります。

78ページをお願いいたします。3款、地域支援事業費、1項、介護予防事業費、1目、介護予防事業費におきましては財源振替です。2目、包括的支援事業費におきまして1節、報酬では16万8千円の減額。賃金におきまして臨時雇上賃金で33万2千円の減額であります。

4款、道支出金、1項、1目、第1号被保険者保険料還付金、及び5款、1項、予備費にお

いては財源振替です。

6款、積立金、1項、積立金においては占冠村介護保険給付費準備基金積立金で440万円の増額となります。

73ページをお願いします。以上、説明申し上げたとおり歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

続きまして、議案書79ページをお願いいたします。承認第10号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

80ページをお願いいたします。内容につきましては平成27年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号であります。歳入歳出補正の内容にですけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1610万円とするものでございます。事項別明細書にて説明いたします。

83ページをお願いいたします。歳入からになります。1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料におきまして、現年度分で7万円の減額。2目、普通徴収保険料で、現年度分で8万6千円の減額であります。

3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金において16万円の減額。2目、保険基盤安定繰入金において6万円の増額。3目、その他一般会計繰入金において20万円の減額であります。

4款、繰越金、1項、繰越金におきましては25万6千円の増額であります。

84ページは歳出についてであります。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費

において、13節、委託料で10万円の減額であります。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、19節、負担金、補助及び交付金で、保険基盤安定負担金で6万円の増額。事務費負担金で16万円の減額となっております。

81ページをお開き願います。以上、説明申し上げたとおり歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

続きまして、議案書85ページをお願いいたします。承認第11号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

86ページの専決処分書をお開きください。内容につきましては平成27年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号であります。歳入歳出予算の補正位につきましては歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2320万円とするものであります。事項別明細により説明をいたします。

89ページをお願いいたします。まずは歳入からになります。1款、診療収入、1項、診療収入、1目、国民健康保険診療報酬収入現年度分におきまして24万2千円の増額であります。2目、社会保険診療報酬収入現年度分で120万3千円の減額。3目、後期高齢者診療報酬収入現年度分におきまして7千円の減額。4目、一部負担金収入におきまして現年度分で36万8千円の減額。5目、自由診療収入におきまして現年度分で13万4千円の増額であります。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1

目、事務手数料において5千円の増額。2目、その他手数料で1万7千円の増額であります。

90ページをお開き願います。3款、繰入金につきましては、基金繰入金で80万円の減額であります。4款、繰越金、1項、繰越金におきましては前年度繰越金154万3千円の増額です。

5款、諸収入、1項、雑入におきましては13万7千円の増額です。

91ページからは歳出となります。1款、総務管理費、1項、施設管理費、1目、一般管理費においては財源振替です。

2款、医業費、1項、医業費、1目、医業費におきましては12節、役務費において手数料で30万円の減額です。

3款、予備費、1項、予備費におきましては財源振替です。

87ページをお開き願います。以上、説明申し上げたとおり歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。以上、5件について説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願います。

議長（相川繁治君） 続いて承認第8号については、産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 議案書65ページをお開き願います。承認第8号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

66ページをお開き願います。平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第4号でございます。歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億380万円とするものでございます。内容につ

いては事項別明細書により説明いたします。

69ページをお開き願います。歳入です。4款、繰入金、1項、繰入金、1目、下水道事業、1節、一般会計繰入金50万円の減額でございます。

歳出です。3款、施設費、1項、施設建設費、1目、下水道費、13節、委託料50万円の減額でございます。下水道計画認可変更委託業務の執行残でございます。

67ページにお戻りください。補正後の歳入歳出予算は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議よろしく願います。

議長（相川繁治君）これで提案理由の説明を終わります。

ここで午後2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 専決の承認事項ではありませんけれども、少し金額の大きいところ、内容についてお伺いしたいと思います。

まず34ページ。2款、1項の地域交通運送費12節の予約型乗合交通委託料の220万円の減の詳細をお伺いしたいと思います。

続きまして35ページ中ほど、2款、3項、1目、14節の住基ネットワークシステムの共同利用料の104万9千円の減についてです。

続きまして38ページの3款、2項、2目、へき地保育所費の中の工事請負費15節、保育所遊具撤去及び設置工事の150万円の減についてお伺いします。

続きまして41ページ、6款、2項、1目の19

節、負担金、補助及び交付金、道営森林管理道アリサラップ支線開設事業負担金の474万2千円の減。その下木質バイオマスエネルギー導入促進事業の187万4千円の減についてもお伺いします。

同じページ7款、1項、1目の19節、商工振興事業補助金の104万円の減についてもお伺いします。その下、観光費の修繕料101万8千円の減。さらにその下、湯の沢温泉の給湯ボイラーの更新工事の100万円の減についてもお伺いします。

43ページ、10款、1項、2目、事務局費の19節、占冠アスペン中学生短期交換留学事業補助金の110万の減。以上9点についてお伺いします。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） 議案書41ページ、7款、1項、1目、商工振興費の19節、負担金、補助及び交付金の商工振興事業補助金104万円の減でございますけど、こちらにつきましては村が商工会に補助金を出している事業でありまして、事業名が食と観光推進事業補助金、こちらの特産品を生かした観光推進、あるいはプロモーション樹海ロード協議会等の事業に対して補助金を行っているものでございまして、事業終了に伴いまして執行残が発生したということで事業補助といたしておりますので、使用しなかった分については村へ戻していただくという減額措置に伴うものでございます。

続いて2目、観光費の11節、需用費、修繕料でございますけれども、こちらにつきましては物産館と湯の沢温泉で予算化しております、維持修繕等の費用でございまして、この分が年度未使用しないで残額となったということで執行残に伴うものでございます。

最後は15節の工事請負費ですけれども、こちらにつきましては説明にございますとおり、給湯ボイラー更新時の工事入札執行残ということ

で、湯の沢温泉につきましては給湯ボイラーと暖房用ボイラー2台稼働しているんですけども、昨年給湯ボイラーが故障いたしまして入れ替え工事を行いましたので、そちらに伴う工事の執行残ということでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 山本議員のご質問にお答えいたします。34ページの地域交通運送費、13節、委託料の予約型乗合交通委託料の220万円の減額についてですけれども、この委託料の中身につきましては、基本委託料分とタクシーの運行分がありまして、27年度の実績におきましてはタクシーの運行分の回数が前年度に比べますと大幅に減っているということでこのような減額ということになってございます。

続きまして、41ページ、19節、負担金、補助及び交付金、道営森林管理道アリサラップ支線開設事業負担金の減額の内容ですけれども、こちらにつきましては当初予算においては、総事業費6000万円、負担金として総事業費の4分の1、1500万円を計上しておりました。事業着手後、切土法面において一部崩落があり、設計変更で法面の緑化を取り止めし、ひと冬経過を観察することとなりました。その分が減額となったことから負担金を減額しております。同じく、負担金、補助及び交付金の木質バイオマスエネルギー導入促進事業でございますけれども、こちらにつきましては薪の購入と薪ストーブの購入の導入実績による減額でございまして、27年度薪の購入の補助金といたしましては、件数で5件、金額で1万6千円となっております。薪ストーブの購入補助金につきましては件数としましては2件、金額で97万9860円となっております。以上でございます。

議長（相川繁治君） 教育次長、岡崎至可君。

教育次長（岡崎至可君） 山本議員の質問にお答えいたします。48ページです。10款、1項、2目、事務局費、19節、負担金、補助及び交付金、110万円の減額の内容でございます。占冠アスペン中学生短期交換留学事業補助金の減額ということで、この事業につきましては受入れ事業、派遣事業ということで2つの事業で成り立っております。今回の110万円の減額に関しましては派遣事業の減額ということで、内容といたしまして、生徒、当初10名予定していたのが9名に減ったこと、引率者4名が3名になったことが要因でございます。以上です。

議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 山本議員のご質問にお答えいたします。議案書、35ページの住基ネットワークシステム共同利用料につきましては、当初198万5千円程度の見積もりをいただいております。それに基づいて予算計上してきたところでありますけれども、契約の段階において大幅に減額となったことから104万9千円の減額となっております。

続きまして、38ページの保育所遊具撤去及び設置工事についてでありますけれども、これにつきましては当初撤去及び、危険遊具の撤去及び新設を考えておりましたけれども、危険遊具であるはしご型ブランコ、棒状ブランコ、シーソー1台の撤去のみの工事としたことから150万円の減額となったということであります。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 何点か確認させていただきたいと思っております。34ページの予約型乗合交通の委託料の件ですけれども、タクシー運行が大幅に減になった理由かなんか把握されていればお伺いしたと思っております。

それと、最後に答弁いただきたい住基ネットです。35ページの住基ネットワークシステム共

同利用料ですけれども、198万5千円の見積もりで104万9千円減額になったということですのでけれども、これはちょっとあまりにも減額が大きいということで、どういう理由でこんなに減額になったのか。安くなることはありがたいことですのでけれども、見積もり時点でどうしてそういった額になってしまったのかというところをお伺いしたいと思います。

もう1点、38ページの今の遊具の撤去と設置ですけれども、予定していたその撤去と設置を減らしたというか予算を残してやらなかったというこの理由についてお伺いしたいと思います。以上です。

議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 山本議員のご質問にお答えいたします。理由ですけれども、予算要求の際の積算に関しましては、過去の実績により積算をしているわけでありまして、利用者実績により変動してしまうため大きく変わる要素がございます。回数で申し上げますけれども、タクシー運行分と言いますのが旭川市ですとか、帯広市、あと清水町とか新得町へ過去にご利用なさっている方いらっしゃるんですけれども、そちらの旭川市への利用の回数が大幅に減っていると。26年度につきましては、回数でいきますと102回の利用実績があったわけですけれども、平成27年度におかれましては回数が34回と旭川市への利用こちらの分が大幅に減っているということでこのような減額という形になってございます。以上です。

議長（相川繁治君） このままの状態です。休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後2時52分

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 35ページの住基ネットワーク共同利用料の関係でありますけれども、当初の見積もりの時にはこの大きな金額で出てきたんですけれども、契約する段階において業者のほうで事業内容の精査とかを行った結果、大幅に減額になったということであります。

保育所の遊具の撤去及び設置工事についてでありますけれども、危険遊具ということで遊具を撤去したんですけれども、先ほどの一般質問等の中でもありましたとおり、施設・建物自体が古いということで、併せて建て替えの段階で場所含めて、今遊具を整備して後からまた再度施設整備する費用のことを考えて、今現在は大変利用者の方・子どもたちには大変申し訳ないんですけれども、後年に延ばしたということで、危険遊具の撤去のみ27年度では行ったということであります。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 最後の38ページの遊具の件ですけれども、先ほどの一般質問とも絡むんですが、まだ施設が新設・更新されると決まったわけではない中でやはり子どもにとっての1年ってというのは大きいっていう話はしましたが、ちょっとこれについては今年度、やはりしっかり作るべきじゃないかなというふうに思うんですが、そのへん経緯も含めてちょっとできれば村長の考えをお聞かせ願いたいんですけれどもいかがですか。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 危険遊具については撤去したと、残っている遊具がちょっと今どういうものが把握しておりませんが、使用できるものだと思っていますし、それで足りないのかどうかちょっと現場のほうとも確認しながら検討させていただきます。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質問はありませんか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 何点が質問させてください。まず6ページの国保税のところのなんです、前段の第2条関係の課税限度額関係の引き上げの件についてですが、基礎付加と支援金分ということで医療分ってということでしょうか、合わせて今回73万なるんですが、限度超過世帯というのが何世帯になるのか。ちなみに平成26年度は4世帯ということだったんですが、今回この引き上げにより何世帯が限度超過世帯になると推定されているのか。そして、この69万とか73万っていうのは分かり辛いんで、例えば医療分69万円だと、給与所得が1010万円だと給与所得にすると790万円ということになるらしいので、今回この73万円になったこと給与所得の相当額がいくらになるのかお聞きいたしたいと思えます。

それからこの上限額の引き上げについて、応能分について行われるわけですが、一応中間所得層の非所得者の負担に配慮したものであるという話ですが、本当に村の状況では本当に中間層が楽になっているのかどうかそのへんの見解をお尋ねいたしたいと思えます。

それから23条関係のところですが、これ結局均等割、世帯割の応益分というんですが、5割軽減・2割軽減の対象を増やそうという策で、所得判定基準を変更していくんですが、例えば平成26年では均等割について5割相当は29人で、2割軽減は45人になったと。これが今回だいたいいくらの人数になるのか、それと平等割については平成26年の5割では14世帯、2割軽減では28世帯だったということですが、今回どれほどの数になるのかお聞きいたしたいと思えます。

それから20ページ、補正の関係ですが、1款、1項、村民税、1目の個人の所の所得割が500万

ほど増加しているわけですが、所得割がこれだけ上がったということは課税標準っていうか所得が上がったという見解でいいのか、村の所得、村民の方の所得が上がってきているのか、それとも別な要因があるのかどうかそこをお尋ねいたしたいと思います。それからその下の2目の法人関係の所で200万ほど増額しているわけですが、均等割ということで単価がいくらなの法の人が何件増えたのか、その内訳を教えてくださいたいと思います。

それから27ページ、第15款、2項の3目、衛生費道補助金の1節の中にあります内訳、説明の欄にあります自殺関係の道補助金が5万円、当初予算から全て減額されているわけですが、これも毎年事業としてやっていたわけですが、この減額の理由というかそのへんをお尋ねいたします。

それから29ページに、16款、2項、3目、生産物売払収入ということで、木炭売払収入が生産されて出ているわけですが、70万予算付けたわけですが、結局46万7千円しか売れなかった。収入されなかったということですね。25年も予算60万付けたけど48万8千円だと、26年も60万予算付けたけども31万8千円しか売れなかったと。結局、予算額ほどなかなか売れない状況なわけですね。してこの事業というのは、昔高齢者の方の冬場の雇用対策ということを考えてやっていた事業だと思うんですが、高齢者の方もだんだん退いていますので、はたして直営でやっていく価値があるのかどうかそのへんのこともお聞きいたしたいと思いますが、予算になかなか頑張って売り上げを上げたいということですが、やはりこの上がらなかった理由と、直営を考えて民間に任せるか何か考えたほうがいいのかないのかなということをお尋ねいたします。

それから31ページ、20款、5項、1目の雑入、

この説明の中にあります中段ぐらい、地域振興住宅（楓A）共益費の67万5千円の増ということで計上されているんですけども、平成26年の決算の時に収入未済額ということで48万5100円、そして平成25年も50万ほどの収入未済額があって滞納繰り越しになっているわけですが、このへんがどうなっているかお尋ねいたします。

それから33ページの、2款、1項、1目の一般管理費のところ、8節の報償費、19節の負担金、補助及び交付金のところで、報償費のところ講師謝礼が40万円予算していたんですけども、全額使われなかったと。負担金のところ、19節に研修参加負担金ということで3万円、これも3万4千円計上したんですけども、3万円減でほとんど使われなかったと。やっぱり職員を研修させようということで、せっかくこういう予算付けたのが使われない状況にあるということについてお考えを伺いたしたいと思います。

それから同じページですけども、7目の企画費の関係の共済費、4節の共済費の地域おこし協力隊の75万9千円の減ってということで、予算の半分ほど使われていないし、7節の同じく賃金、臨時雇上賃金が、390万、400万ほどの減ということで、半分よりちょっと切れますけどもたくさん使われていなかったわけですが、この状況と理由についてお尋ねいたします。

それから、37ページ、3款、1項、1目の19節、負担金、補助金の交付金のところで、じん臓機能障害者関係の通院・交通費の補助金、これが全額予算から使われなくなったこの理由を教えてくださいたいと思います。

それから40ページの、6款、2項、1目の8節、報償費ハンティングガイド報奨金、これが予算の36万ですか、全額使われていない。その理由をお知らせお願いいたします。それから14節、イタヤカエデ関係これが150万予算していたんですが、半分ほど使われていないということ

で減になっているんですが、この内容をお尋ねいたします。それから15節の林道・作業道の柵の関係。これも全部使われていないので、当初予算が。この理由をお聞きいたしたいと思いません。

それから、51ページの国保の5号補正の関係ですが、結局国保税だとか、財政調整基金がたくさん入ったと、共同事業交付金も貰ったと。それで結局、法定外の一般会計の繰入金と基金を減らすということですが、これはやっぱり税が600万ほど増えると、占冠の国保の場合ですと、例えば350人くらいしかいないので、2万円ほど年間増えるわけです。世帯数200世帯だから世帯でいうと年間、ざっとみて3万円ほど年間増えるわけですが、はたして一般会計からの繰入金減らすのはいいんだけど、こんなにたくさん上げていいのかどうか、そのへんの見解をお尋ねします。

それから52ページ、4款、1項、1目の2節にあります、過年度の療養給付費交付金過年度精算金これが300万ほどありまして、ずいぶん多額なわけですが、この過年度精算金が発生した理由というか内容を教えていただきたいと思えます。

それから52ページの、同じく、7款の関係、共同事業交付金というのがあります。そして、56ページにも、共同事業拠出金っていうのがあるわけですよ。当初の予算27年の当初の予算では、共同事業拠出金のほうがこの52ページにある交付金よりたくさんあったわけですよ。要するに、貰う分が少なくて払う分が多かったということですが、今回補正の結果、交付金のほうが多くなって拠出金が少なくなりました。これはどういう内容でこうなったのかということをお尋ねいたします。

そして最後に、76ページの介護関係のところの補正の関係で、9款、3項、1目の居宅介護

サービス計画費収入が減った理由。予算は38万くらいだったんですけども、14万くらいしか収入が入らなかった。この理由についてお尋ねいたします。以上です。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） 議案書33ページの2款、1項、7目、企画費の4節、共済費、地域おこし協力隊75万9千円の減、7節、賃金390万3千円減の関係でございますけども、こちらにつきましては、地域おこし協力隊3名分の共済費と賃金のほうを予算で見えておりました。地域おこし協力隊の採用月に伴いまして、6月採用1名、10月採用1名、11月採用1名ということで、採用が本当はなるべく早いうちに採用できれば予算があまり残らずに執行されることでございますけども、処々の事情からそういったことで採用月が遅くなってございまして、それに伴う予算の執行残ということでご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。
総務課長（多田淳史君） お答えいたします。まず予算のほうから、補正予算のほうからお答えさせていただきます。ご質問にありました、村税の関係でございます。まず村民税の個人の減年課税分の所得割の関係で530万円の増ということで内訳ですけども、これに関しましては当初600人ということで算定をさせていただいたところですけども、課税総額の納税義務者のほうが増えまして、40人ほど増えておりまして640人ということになったことから、530万円の増額ということになっております。

それから法人税に関しまして、こちらのほうは、こちらも件数のほうが当初見込みを、均等割の当初見込みを上回りをまして、事業所等の件数でいきますと10件程度上回りをまして220万円ほどの増額になったということでございます。

続きまして、33ページ2款、1項、総務管理費の1目、一般管理費、こちらの講師謝礼でございますけれども、こちらの40万円に関しましては昨年度から導入を検討しております人事評価制度に関しまして、これの職員の研修等に関して講師の謝礼を予算計上しておりましたが、これについて別途講師との契約を結びまして、研修をしておりますのでこちらの予算を減額させていただきますということになります。

それから研修参加の負担金でございますけれども、こちらのほうは職員研修の参加費ということで計上させていただきましたが、職員のほうには各種研修についてお知らせ・周知しているところですが、業務等多忙ということもありまして、なかなか自主研修のほうにいけない状況が続いているということで実績として減額ということになっております。

条例の関係は申し訳ありません。もう少しお待ちください。

議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

林業振興室長（今野良彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。まず1点目、木炭の生産の関係ですけれども、現在販路の拡大に向けた取組みとして住宅用の消臭剤ですとかそういうのに取組んでおります。それから北海道の葬祭業協同組合に対して消臭剤として新たに参入できないかということでプロジェクトに組み入れてもらいたいというような取組みも行ってあります。また毎年ありますけれども、炭の需要については焼き肉等でありまして、その他、占冠で炭を作っているということで需要も徐々に出てきているところであります。また民間への委託でございますけれども、もう少し軌道に乗ってからということでお時間をいただきたいと考えております。

それからハンティングガイドの40ページでござ

います。ハンティングガイドの奨励金の関係ですけれども、27年度については職員で対応できるものについては職員で対応すると、職員が対応困難なものについては外部に委託するというところで考えておりましたが、平成27年度については全て職員が対応できたので減額となっております。

それから、イタヤカエド、同じく40ページのイタヤカエドの使用料の及び賃借料の減額ですけれども、これについてはメイプルシロップの製造にかかりますボイラーを、賃借料で当初行う予定でしたが、受託者の木質バイオマス生産協同組合の工夫によりまして、格安の機械が製造できましたのでその分で減額となっております。

それから、同じく40ページの林道・作業道禁止柵の減額でございますが、これにつきましては土砂崩れの影響がある箇所がございまして、その部分について設置を見合せのための減額となっております。以上でございます。

議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 木村議員のご質問にお答えいたします。31ページの雑入のところにあります、地域振興住宅の件ですけれども、滞納の状況についてということだったと思えますけれども、27年度の未済額ですけれども48万5100円ということでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 答弁整理のため暫時このままの状態です。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時40分

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） お時間を取らせて申し訳ございません。承認2号の国民健康保険税条例の件でございます。まず2条関係でござ

います。限度超過世帯ですけれどもこちらの方は7世帯ということでございます。それから一般医療、それから後期分の最高額の73万円で1世帯あたりの所得額はいくらかというところですが、こちらは950万円ということになっております。それから、23条にかかる分ですけれども、均等割に関しましては、5割軽減の人数が63名、2割軽減に関しては37名、均等割に関しましては世帯割でございますので5割が34世帯、2割が17世帯というふうになってございます。それから、この分に関して中間層世帯が楽になるかというようなことかと思うんですけれども、そちらに関しては軽減世帯数が、今回金額を上げることによって枠が広がりますので、中間世帯にもかかってくるということから、若干ではありますけれども負担は軽くなるのかなというふうに思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 次に保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 木村議員の質問にお答えいたします。まず27ページの15款、2項、3目、北海道地域自殺対策緊急強化推進事業道補助金について5万円の減の理由でありますけれども、27年度においても心の健康講座ということで実施をしてきているところであります。ただし講師について、日本精神科看護協会より講師を派遣していただいております、それにかかる講師料は無料ということであります。ということから、補助金には影響してなかったということであります。

続きまして、37ページ、3款、1項、1目、19節のじん臓機能障がい者通院交通費補助金の関係で全額使わなかった理由ということでありまして、これにつきましては2目の老人福祉費の移送サービス委託料にて執行していることから19節では支出をしなかったということであります。

続きまして、52ページの4款、1項、1目、2節の療養給付費交付金過年度精算分につきましては、これにつきましては退職者医療の給付費にかかる交付金でございます、26年度の退職者医療給付金の清算により、306万8千円の増額となったということでありまして、実績額で申し上げますと、実際に負担した額が480万9722円で、26年度で交付を受けていたのが208万2千円でありましてその不足分について、27年度で入ってきたということでありまして。

7款、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金についてでありますけれども、まず、保険財政共同安定化事業につきましては都道府県における市町村の保険料の平準化や財政の安定化を図るために市町村の国保の拠出によりまして事業が行われております。で、26年度では拠出金よりも交付金の方が多く、400万程度多かったと。27年度では交付金の方が189万程度多かったということでありまして、この中から言えることは、医療費が26、27年度と増加してきているということが言えるのではないかと思います。高額医療費共同事業につきましても市町村の国保の拠出金を財源として、これは高額医療費について負担を調整する事業でありまして、26年度では拠出金の方が多く、27年度では交付金の方が多かったという状況であります。

76ページ、9款、3項、1目、居宅介護サービス計画収入で24万4千円の減額についての理由でありますけれども、これにつきましては居宅介護から施設利用への移行が多かったために居宅介護にかかる収入が減ったということでありまして。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 51ページの、国保税が600万ほど増えて補正になった、結局これが法定外の一般繰入が減ることに使われるわけですね

れども、これだけ負担が増えると占冠の国保については、ざっと見て人数割では2万、1人あたり2万、世帯では3万、1年間で増えるわけですが、こういうことでうちの国保は大丈夫なのかというその答えがちょっとなかったの、そこをお願いしたいと思います。

それから、6ページの国保税の総務課長の答えの中間層が均等割と平等割で、少し世帯が増えるから少し楽なのかなって話ですけども、結局これ明日出てくると思うんですけども、国保のまた税率が高くなると結局少し楽でもまた負担が増えるので、ちょっと大変かなと思うんですけども、そのへんの見解をお聞きしたいと思います。

それから、20ページの1款、村税、1項、村民税の1目の個人についての総務課長の答えですが、人数増えたからその分所得割とあれが増えたという話だったんですけども、600人から640人になったと。これ人数が増えることによって、そしたら均等割が増えなかったのか。そのへんちょっとお尋ねします。

それから、その下の法人の均等割について、法人の件数が増えた、10件増えたんだと。何の法人が何件ずつ増えたのか、そこを聞いたんですけどもそのへんの答えがなかったので、よろしくをお願いします。

それから29ページの16款、2項、3目、木炭の売払関係の所ですが、結局これ大体毎年聞いているんですけども、毎年あんまり売れてないんですよね。3年分で見てもそういうふうな状況なので、室長の話ではあと何年か待つてほしいという話だったんですけども、あと何年待てばいいのかという話。それともしあの40万ぐらいいかないんだしたら、予算の方を去年から60万のところを70万に上げた。そしたら何であげるんですかというような話ですよ。だからそのへんの答えをお願いします。

それから31ページの20款、5項、地域振興住宅（楓A）共益費の関係の所ですけども、まあ滞繰分が48万5100円だということは分かっているんです。平成26年の決算の収入未済額なので。それはさっき言ったんですけども、そのへんについては入ってこないのかなということをお聞きしたかったんですよ。額は分かっています。以上です。

議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

林業振興室長（今野良彦君） 木村議員の質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、毎年予算を下回る収入ということでございます。ということでございますが、先ほどもご答弁させていただきましたが、新たな販路の拡大ですとか、占冠の炭のファンづくりだとかそういう努力をいたしまして、何とか収入を伸ばしていきたいと考えております。また、その中から民営化ということも見えてくると思いますので、もう少し時間をいただければと思っております。そしてあの予算を下げた方がいいんでないかというご指摘もございますので、そのへんにつきましては再度検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 木村議員の質問にお答えいたします。共益費の滞納につきましては、3名の方の滞納者がおります。そのうち2名の方から毎月お金をいただいているわけでありまして、まず楓の方の住宅料の方に充てておりまして、その分が終わりましたら共益費の滞納に充てるとということで今進めておりますのでそういったことをご理解いただければと思っております。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。
総務課長（多田淳史君） お答えいたします。

まず、補正予算の関係になります。村民税の個人の均等割の関係ですけれども、こちらの方、12月の議会の方で補正させていただいておりますので今回は純粹に40人、640人に増えたということで補正させていただいております。

それから、法人の関係の件数ですけれども、1号が4件、それから3号が4件、5号で2件ということになっております。

それから、条例改正の関係になりますが、中間層世帯の軽減の関係ですけれども、今回あの専決だけで見ますと楽になるということになるかと思うんですけども、これから国保の状況を見ますと平成30年の制度の移行ですとかそちらの動向を見ますと、やはり税率の改正は当然必要となってくると思いますので、今回の専決だけで見ますと楽にはなるとは思いますが、これから税率改正をすることによって若干の負担はお願いすることになるかというふうに思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 木村議員の質問にお答えいたします。今回、一般被保険者国民健康保険税で602万8千円の増額補正としておりますが、3月で実は減額補正をしておりますので、当初予算から比べますと232万5千円の増であります。世帯あたりにすると7千円の増ということで考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

1番、工藤國忠君。

1番（工藤國忠君） 1点だけお聞きしたいと思っております。28ページの16款、財産収入であります。この中の1節の村有地等貸付料で297万円増となっております。これの場所と貸し付けたのは誰なのか、どこになるのかそのへんを教えてください。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。
総務課長（多田淳史君） お答えいたします。こちらに関しては地番でいきますと、字トマム1910番地ということになっておりまして、星野リゾート・トマムと賃貸しておりますスキー場の部分になります。こちらの賃貸料が226万1千円と、それから45万2千円ということになりまして、297万。主にそういうことになっております。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

1番、工藤國忠君。

1番（工藤國忠君） ちょっと中トマムの場所ってどこらへんだったか聞こえなかったの。
議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。
総務課長（多田淳史君） はい、申し訳ございません。ええとトマム1910番地ということになりまして、リゾートのスキー場のところになります。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（相川繁治君） これから、承認第2号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長(相川繁治君) これから、承認第3号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長(相川繁治君) これから、承認第4号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長(相川繁治君) これから、承認第5号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長(相川繁治君) これから、承認第6号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長(相川繁治君) これから、承認第7号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長(相川繁治君) これから、承認第8号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長(相川繁治君) これから、承認第9号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長(相川繁治君) これから、承認第10号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第10号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（相川繁治君） これから、承認第11号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第11号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第15 報告第1号

議長（相川繁治君） 日程第15、報告第1号、平成27年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について報告を求めます。

総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 議案書93ページをお願いいたします。報告第1号、平成27年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算についてご説明申し上げます。本件は専決処分にて補正しました繰越明許費について全額を繰り越すことを報告するものでございます。平成27年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算書において内容のご説明を申し上げます。

2款、1項、総務管理費において自治体情報システムネットワーク強靱化対策事業3653万4千円で、未収入特定財源3510万円、一般財源143万4千円でございます。以上、3653万4千円を翌年度に繰り越すことを報告させていただきます。

議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第16 議案第1号から日程第20 議案第5号

議長（相川繁治君） 日程第16、議案第1号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件から日程第20、議案第5号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号から議案第5号については、総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 議案書95ページをお願いいたします。議案第1号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

内容でございます。内容につきましては、第1条中、「健全化を」を「健全化に」に改め、第3条中の「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改めます。第5条の表中、「市にあっては、通じて1人町村にあっては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあっては、通じて1人、町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例別表1の所管区域に定める地域」に改めるものでございます。また、構成団体でございます北空知学校給食組合、こちらが脱退したことによりまして表から削除するものでございます。附則としまして、施行日は大臣の許可の日からとしております。

続きまして、議案書99ページをお願いいたします。議案第2号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。本件は、構成団体である北空知学校給食組合の脱退に伴い、規約別表の変更について地方自治法第286条第1項の規定により協議を要するので議会の議決を求めるものでございます。内容としましては、

規約別表 1 中の北空知学校給食組合を削るものでございます。附則として、施行日は総務大臣の許可の日からとしております。

議案書、101ページをお願いいたします。議案第 3 号、占冠村情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについて。本件は、情報処理技術の発展に伴い、公文書の公開方法について拡大をはかるため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容としまして、第 2 条第 2 号中「磁気テープ等で決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」に改め、ただし書として、ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。を加えまして、第 8 条第 2 項として公文書の公開は、文書、図画、写真またはフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行う。を加えるものです。附則として、施行期日は、公布の日から施行するとしております。

議案書103ページをお願いいたします。議案第 4 号、占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。こちらについてご説明申し上げます。本件は、人事行政の状況について長に対する報告事項を定めた地方公務員法第58条の 2、第 1 項の改正により村条例で定めている報告事項について改正するものでございます。内容は、第 3 条中、「及び勤務成績の評定」を削り、職員の休業の状況及び人事の評価の状況を追加する

ものでございます。附則として、施行日は公布の日からとしております。

議案書105ページをお願いいたします。議案第 5 号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて。こちらについてご説明します。本件は、国民健康保険の運営のあり方の見直しにより、平成30年度から財政運営責任が北海道に移行されることに伴い、安定的な保険運営を図るうえで法定外一般会計繰入については段階的、計画的に解消することが求められていることから、本村の国保事業について健全かつ安定的に運営するため、税率等の見直しを行うものでございます。内容につきましては、議案要旨で説明を申し上げます。

議案要旨26ページをご覧ください。2の税率内容で、所得割額で医療給付費分の所得割を「100分の4.90」から「100分の5.50」に改正し、均等割額は、医療給付費分で1千円、後期高齢者支援金分で300円、介護納付金分で800円の引き上げ。世帯別平等割額では、医療給付費分700円、後期高齢者支援金分で700円、介護納付金分で600円の引き上げとなります。また、世帯別平等割額の特定世帯は、医療給付費分、後期高齢者支援金分で350円の引き上げ。特定継続世帯は、医療給付費分、後期高齢者支援金分で525円の引き上げとなります。3の軽減内容は、第23条第 1 項に規定する所得に応じた軽減率に対する均等割額及び平等割額の引き上げ額を記載しております。議案書にお戻りください。106ページをお願いいたします。附則で、施行期日を交付の日からとし、平成28年4月1日からの適用としております。適用区分として、改正後の条例の規定は平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国保税については従前の例によることとしております。以上、ご審議宜しくをお願いいたします。

議長（相川繁治君） これで提案理由の説明

を終わります。

日程第21 議案第6号から日程第23 議案第8号

議長（相川繁治君） 日程第21、議案第6号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第1号の件から、日程第23、議案第8号、平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号までの件、3件について一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第6号については、総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 議案書107ページをお願いいたします。議案第6号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。平成28年度占冠村一般会計補正予算、第1号は、歳入歳出それぞれ5650万円を増額し、歳入歳出の予算をそれぞれ27億1810万円とするものと、地方債の変更1件でございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

112ページをお願いいたします。14款、2項、国庫補助金において2目、民生費国庫補助金で臨時福祉給付金等給付事務費国庫補助金15万円の増額、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金60万円の増額、臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金75万円の増額でございます。

18款、1項、繰入金において、1目、財政調整繰入金は3990万円の増額。7目、林業振興基金繰入金は3100万円の増額でございます。

21款、1項、村債において4目、観光債は過疎対策事業債でトマム給油所改修工事業分1590万円の減額でございます。

次に歳出について説明いたします。議案書113ページをお願いいたします。2款、1項、総務管理費において1目、一般管理費は報酬12万円の増額、賃金では人事異動に伴い常勤嘱託職員

賃金等で563万円の増額、産業医送迎業務委託料5万円の増額、パスポート事務関係備品購入費39万3千円の増額。4目、財産管理費で普通旅費8万円の増額、修繕料21万円の増額。5目、総合センター管理費で修繕料19万7千円の増額。7目、企画費で消耗品費96万円の増額、物産館事務所内ネットワーク構築委託料25万9千円の増額。10目、旅客自動車運送事業費で修繕料38万7千円の増額でございます。

2款、3項、戸籍住民基本台帳費において、1目、戸籍住民基本台帳費で通知カード・個人番号カード関連事務の委任等にかかる交付金20万円の増額でございます。

114ページをお願いいたします。3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費で、賃金で人事異動により常勤嘱託職員が総務課所管になったため494万4千円の減額。需用費7万4千円の増額、役務費7万6千円の増額、負担金、補助及び交付金135万円の増額でございます。

4款、1項、保健衛生費において、1目、保健衛生総務費で、委託料で乳幼児健診委託料など49万円の増額でございます。

115ページをお願いいたします。6款、2項、林業費において、1目、林業振興費で社会保険料等38万4千円の増額。臨時雇上賃金224万7千円の増額、普通旅費10万6千円の増額、需用費38万9千円の増額、委託料は林業6次産業化推進事業委託料など2266万円の増額、使用料及び賃借料90万円の減額、備品購入費は林業6次産業化推進事業備品購入費などで1080万円の増額でございます。

7款、1項、商工費において、1目、商工振興費で臨時雇上賃金67万2千円の減額と財源振替。2目、観光費で修繕料100万円の増額でございます。

116ページをお願いいたします。8款、3項、住宅費において、1目、住宅管理費で消耗品費

17万5千円の増額、債権回収委託料100万円の増額、民間賃貸共同住宅等補助金800万円の増額でございます。

10款、1項、教育総務費において、4目、育英事業費で、修繕料106万円の増額でございます。

10款、3項、中学校費において1目、学校管理費で、修繕料9万1千円の増額でございます。

13款、1項、普通財産取得費において、1目、土地取得費で土地購入費、120万3千円の増額でございます。

117ページをお願いいたします。14款、1項、職員費において1目、職員費で一般職の給料138万円、職員手当等106万6千円、共済組合分70万6千円、福祉協会分2千円、退職手当組合分27万1千円の増額で、いずれも人事異動による増額となります。

戻りまして108ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

109ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては、表のとおり、トマム給油所改修工事業分の過疎対策事業債を変更しようとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（相川繁治君） 議案第7号については保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案書119ページをお開き願います。議案第7号、平成28年度村立診療所特別会計補正予算、第1号であります。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9100万円とするものであります。

内容についてご説明いたします。122ページをお開き願います。まず、歳入についてからであります。5款、繰越金、1項、繰越金、前年度繰越金で100万円の増額であります。

続きまして歳出ですけれども、1款、総務管理費、1項、施設管理費、1目、一般管理費において、共済費11万7千円の増額、賃金で30万円の減額であります。これは職員の異動によるものであります。23節、償還金、利子及び割引料につきまして道補助金返還金72万6千円の増額であります。これにつきましては、診療所の運営補助金の精算によるものであります。

3目、トマム診療所管理費におきまして、需用費で修繕料45万7千円の増額です。これにつきましては、トマム診療所の排煙窓取り替え修繕を行うためのものです。

120ページをご覧ください。以上の説明のとおり、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。以上、よろしくご審議の方をお願いいたします。

議長（相川繁治君） 議案第8号については産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 議案書123ページをお願いいたします。議案第8号、平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号でございます。歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7840万円とするものでございます。

議案書126ページをお願いいたします。内容については、事項別明細書によりご説明いたします。歳入についてご説明いたします。4款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、1節、繰越金、前年度繰越金で40万円の増額でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、施設維持費、13節、委託料、水道料金システムソフト変更委託料で40万円の増額でございます。

124ページにお戻りください。補正後の歳入歳出予算は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

わります。

散会宣言

議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後4時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 28年 7月 25日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 木 村 一 俊

占冠村議会議員 大 谷 元 江

平成28年第2回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成27年6月17日（金曜日）

議事日程

日程第1	議案第1号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第2	議案第2号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
日程第3	議案第3号	占冠村情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第4	議案第4号	占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第5	議案第5号	占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第6	議案第6号	平成28年度占冠村一般会計補正予算（第1号）
日程第7	議案第7号	平成28年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第8号	平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9	意見書案第2号	2016年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第10	意見書案第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書
日程第11	意見書案第4号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日程第12	意見書案第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第13	意見書案第6号	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書
日程第14		議員派遣の件
日程第15		閉会中の継続調査所管事務調査申出
追加日程第1	議案第9号	工事請負契約を締結することについて
追加日程第2	議案第10号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について

出席議員（7名）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	工藤 國忠 君
	2番	木村 一俊 君		3番	大谷 元江 君
	5番	山本 敬介 君		6番	五十嵐 正雄 君
	7番	佐野 一紀 君			

欠席議員（1名）

4番 長谷川 耿聰 君

出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長	中 村 博	副 村 長	堤 敏 満
会 計 管 理 者	小 尾 雅 彦	総 務 課 長	多 田 淳 史
企 画 商 工 課 長	松 永 英 敬	地 域 振 興 対 策 室 長	野 村 直 広
保 健 福 祉 課 長	伊 藤 俊 幸	産 業 建 設 課 長	小 林 昌 弘
林 業 振 興 室 長	今 野 良 彦	ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦
総 務 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一	職 員 厚 生 担 当 主 幹	細 川 明 美
財 務 担 当 係 長	野 原 大 樹	税 務 担 当 主 幹	佐 久 間 敦
企 画 担 当 係 長	佐 々 木 智 猛	商 工 観 光 担 当 主 幹	後 藤 義 和
広 報 担 当 主 幹	森 田 梅 代	戸 籍 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
国 保 医 療 担 当 主 幹	上 島 早 苗	社 会 福 祉 担 当 主 幹	高 桑 浩
保 健 予 防 担 当 主 幹	松 永 真 里	介 護 担 当 主 幹	木 村 恭 美
村 立 診 療 所 主 幹	合 田 幸	農 業 担 当 係 長	杉 岡 裕 二
土 木 下 水 道 担 当 主 幹	石 坂 勝 美	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
建 築 担 当 係 長	橘 佳 則	環 境 衛 生 担 当 主 幹	平 岡 卓
林 業 振 興 室 主 幹	鈴 木 智 宏		

(教 育 委 員 会)

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	岡 崎 至 可
-------	-------	---------	---------

(農 業 委 員 会)

事 務 局 長	小 林 昌 弘
---------	---------

(選 挙 管 理 委 員 会)

書 記 長	多 田 淳 史
-------	---------

(監 査 委 員)

監 査 委 員	鷲 尾 心 英	監 査 委 員	山 本 敬 介
事 務 局 長	尾 関 昌 敏		

出席事務局職員

事 務 局 長	尾 関 昌 敏 君	主 事	久 保 璃 華 君
---------	-----------	-----	-----------

開会 午前10時00分

開議宣言

議長（相川繁治君） みなさん、おはようございます。ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程

議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

日程第1 議案第1号

議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

日程第2 議案第2号

議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第2号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

日程第3 議案第3号

議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、占冠村情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、占冠村情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

日程第4 議案第4号

議長(相川繁治君) 日程第4、議案第4号、占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、五十嵐正雄君。

6番(五十嵐正雄君) 今回の条例改正で人事評価の関係で、職場の中でそれぞれの職員の個別的な人事をそれぞれが評価して実施されるというふうに聞いています。問題はこれをやることによって、職員に負担がかかるような形でやられるということになると大変問題があるというふうに思っています。職場の中に職場を代表する団体もありますから、当然その中で職員のいろんな意見等聞きながら、十分に民主的にこれが実施されるんであるというふうに考えています。そのへんについてどのように取り組まれているのか、状況はどうなっているのか伺います。

議長(相川繁治君) 総務課長、多田淳史君。

総務課長(多田淳史君) 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。人事評価制度に関しましては、昨年度より研修の方をはじめま

して、本年度から本格的に運用のための研修等を行っております。前段、5月の段階でも職員、それから管理職に関して研修の方を行ってきているところでございまして、7月以降人事評価に関しまして課題を書き出すというような作業も試験的に行っていこうというふうに考えております。それで、この評価に関しましては今後関係団体もございまして、職員等の負担にならないような形で進めていくという考えは当然ですし、今後この評価がどこまで影響させていくのかという問題も検討していかなければいけないと考えておりますので、今後研修を積みながら考えていきたいというふうに思っております。以上です。

議長(相川繁治君) 他に質疑ありませんか。

2番、木村一俊君。

2番(木村一俊君) 2点ほどお尋ねしたいと思います。まず、1点目は確認ということですが、この条例は一応3月議会においてもありました。それでその時、その施行期日が附則で行政不服審査法の施行の日から施行するというものでありましたけども、行政不服審査法の政令が出たのかどうか、それがいつなのかお尋ねするのが第1点。

それから、2点目は、今五十嵐さんから質問がありましたところに関係することですが、今回のこの改正は、地方公務員法の58の2、第1項、第1号に関係する内容に関するのですが、古いところではこの人事評価と退職管理ということに関して、今回の改正では外されているわけですが、今回うちの条例に2号のところでは職員の人事評価の状況ということで織り込まれたのはどうしてなのかということ。ついでに、前回の古い条例で退職管理がなかったのはなぜなのか。以上、2点について、お尋ねいたします。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 木村議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、退職管理の状況が加えられていないということに関しましてご説明いたします。本件に関しましては、退職管理の関係で、要は天下りの関係してくるんですけれども、そういう形で退職者の就職先の状況ですとか、それから給与の状況ですとかそういうものを管理しなければいけないということになっておりますが、現段階でその規定を作っていくということで、若干本村の場合とそぐわないところも出てきているということで、さらに検討が必要だと考えておまして、これについては今回、あえて急がずに加えないということを選択させていただきました。このことに関しては早急に検討して、要綱等考えながらできれば早い段階で加えていきたいというふうに考えております。その他の部分、施行日の関係についてはお時間を頂きたいのですがよろしいでしょうか。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 申し訳ございません。3月の条例の件ですけれども、本年度4月1日から施行しております。以上でございます。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 施行日のことは分かりました。その退職管理のことですけれども、勘違いしているんでないかなと思うんですけどね、退職管理については元の地方公務員法では盛られていたんだけど、うちの条例ではなかったわけですね。もともとなかったわけです。今回なくても良いと言ったらあれですけども、そのもともとなかった時の退職管

理について、なかったのはどうしてかというのを聞きしたかったのと、今回その新しくなった地方公務員法のところで人事評価というものがなくなっているわけですね。それなのに今回の条例で入っているのはなぜかということをお聞きしたかったんですけど、そこらへんの答弁がなかったと思うんですが、ゆっくり考えてください。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） お答えいたします。前の条例の中で退職管理の記載がなかったということに関しましては、本来であれば地方公務員法どおりでいくと記載の必要があるかとは思いますが、本村の実態からしまして天下り等の実態もないということで、必要がないという判断で盛り込んでいなかったというふうに解釈しております。以上でございます。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） その人事評価のことについての回答がないのでもう一回言いますが、人事評価のところは今回の地方公務員法の規定では落ちているわけですね。落ちているのになぜ入れたかということをお聞きしたかったんですね。そここのところの答えがなかったように思うんですが。

議長（相川繁治君） このままの状態です。暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 申し訳ございません、お答えをしたいと思います。今回第6条第6号の勤務成績の評定、こちらを削りまして人事評価というものをに入れております。

こちらの方は人事評価につきましては、国の方で定められておりまして人事評価制度導入ということに繋がりますので、こちらを入れてさせていただいたということでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

日程第5 議案第5号

議長（相川繁治君） 日程第5、議案第5号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第6号

議長（相川繁治君） 日程第6、議案第6号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 何点かお尋ねいたしたいと思います。まず112ページ、21款、村債、第1項、村債、観光債のトマム給油所改修工事の減額についてであります。これは3月議会で決められて予算付けられたものですが、一応今年度遅くか来年度にかけてぜひガソリンスタンドをやっていきたいということで予算付けられて、3月議会でも結構運営母体がどうだとか、その内容がどうだとか、決まっていらないのに予算付けていいのかということで結構問題になったところなので、これがまず全額減額になったこのへんについてお尋ねいたしたいと思います。

それから113ページ、2項、1目の報酬の欄と13節の委託料にあります産業医報酬と産業医送迎業務委託料ということで予算が出てい

るわけですが、当初にはなかったので今回の補正であるわけですが、今までの産業医さんがこういう項目がなかったのに、どうして今回出てきたのかそのいきさつ。それと、職員の健康管理体制、それが万全になっているのかどうか。そこをお聞きいたします。

それから、7目の企画費にあります需用費と委託料についてですが、これ関連していると思うんですが、物産館の事務所内ネットワークその構築の委託料ということでこれがどんな内容か。利用者としての想定がどんなふうなところなのかお尋ねいたします。

114ページ、3款、1項、1目の一番上、7節の賃金の予算が全額減額されていますがこの理由をお知らせください。

それから115ページの6款、2項、その13節、委託料並びに14節の使用料及び賃借料のところの村の木活用事業委託料がかなりの増額になり、同じく、村の木活用事業機器使用料がほとんど減額されているわけです。そのへんの兼ね合いというか、その内容についてということなのか知らせていただきたいのと、116ページの8款、3項、1目、13節、委託料の債権回収委託料、弁護士さんに債権回収を委託するということだと思っておりますが、最初20万だったのが100万というかなり増額になりました。その理由と一応、対象となる債権の内容についてお尋ねいたします。

それから、19節のその下、民間賃貸共同住宅等補助金、この補助の内容についてお尋ねします。

それから10款、1項の4目、育英事業費、教育次長に聞きたいんですけども、この修繕費がかなり増額になっています。その内容と当初予算に載らなかった理由を説明ください。

それから13款、1項、1目、土地取得費について、この購入予定地、そして用途をお知

らしてください。以上であります。

議長（相川繁治君） 地域振興対策室長、野村直広君。

地域振興対策室長（野村直広君） それでは116ページの8款、3項、1目、住宅管理費の中にあります19節、負担金、補助及び交付金、こちらの民間賃貸共同住宅等補助金の内容についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、地方創生加速化交付金の活用を目指してトマムグローバル化子育て世帯移住促進プロジェクトという事業につきまして、一次の申請を国にしていたところですが一次で不採択となりました。この不採択となった中で二次の申請に向けて準備を進めていたんですが、国への相談においてこの民間賃貸共同住宅の助成金は対象外という正式な回答があったことから、トマム地区において子育て世帯の定住促進をするために住宅の建設は喫緊の課題ということで、今回、1棟4戸の建設を想定しまして、基準額1戸あたり200万円、4戸分の800万円を計上したものでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） お答えいたします。まず、112ページ、21款、村債の観光債の関係でございます。こちらに関しては北海道の過疎地域自立方針の中で給油所の機能確保ということが記載されておりまして、村といたしましても過疎自立市町村計画、こちらの方にトマム地区でのサービスステーション再開ということで掲載してございました。村としまして北海道と協議手続きを経て過疎計画を作成していたんですけれども、当然過疎債が適用されるという考えで進めておりましたが、国の定める過疎法の12条1項、それから2項に該当しないという北海道の見解が後にござ

いまして、今回過疎債が適用されないということになりまして、全額単費での計上ということにさせていただくということになりました。それで1590万円の減額という形にさせていただいております。

次に歳出になります。113ページ、2款、1項、総務管理費の1目、一般管理費、1節、報償費になります。産業医報酬でございますけれども、こちら産業医報酬と13節、産業医送迎業務委託料に関しましては、今年度、村の医師お一人採用しているんですけれども、その医師が産業医の資格がないということで、今までですと産業医の資格を持っていた先生をお願いしていたという経緯で無償という形をお願いをしていたんですけれども、今回の産業医の資格がないということで、産業医の資格研修を取っていただくまでの間、富良野協会の院長の方に産業医の方をお願いしたという経緯がございます。それで無償というわけにはいかないということで、報酬を設置するとともに、送迎の方もということで予算を計上しております。

それから産業医が村の医師ではないということで、職員管理の方も衛生委員会の方、6月に一度開催しているんですけども、それ以降職場点検等に関しては十分医師、新しい産業医と協議しながら衛生委員会の方を開催していきたいと考えております。以上でございます。

議長（相川繁治君） 教育次長、岡崎至可君。

教育次長（岡崎至可君） 木村議員の質問にお答えいたします。116ページです。10款、1項、4目、育英事業費、11節、需用費の修繕の内容でございます。修繕の内容といたしましては、いわゆる大型バスの紫色、ピンク色と言われているバスの修繕でありまして、

前後左右のタイヤ周りのサビが酷く、そのへんの修繕をしたいと思っております。なぜ当初予算に盛り込めなかったかと言うと、28年当初の段階ではもう少し我慢していこうと考えておりましたが、いよいよちょっと老朽化が目立ってきておまして、そのへんで今回修繕をあげさせていただくことになりました。よろしく願いいたします、以上です。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） 議案書113ページ、2款、1項、7目、企画費の13節、委託料、物産館事務所内ネットワーク構築委託料の増でございますけれども、こちらにつきましては役場庁舎と物産館内に設置されました職員の事務所におきまして、L G W A N回線という行政内ネットワークの回線を敷設する内容でございます。一般のインターネットと行政内部の回線の切り分けが求められておりますので、こちらを敷設することによりまして、職員間のメールのやり取り等が円滑に行われると、そういう効果を持っているものでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

林業振興室長（今野良彦君） 木村議員のお答えいたします。議案書115ページ、6款、2項、1目、林業振興費、13節、委託料の村の木活用事業委託料でございますが、2年目を迎えたメイプルシロップの生産の事業ですけれども、今年度においてはさらなる販路の拡大ですとか、販売等に向けた組織づくりに重点を置こうと。それから採取場所の整備等を含めまして、増額となっております。

また14節の使用料及び賃借料については、昨日も申し上げましたけれども、委託先受託者が格安の機械を整備しておりますので必要

がなくなって減額となっております。以上です。

議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 木村議員のご質問にお答えいたします。116ページ、8款、土木費、3項、住宅費、1目、住宅管理費、13節、委託料、債権回収委託料の100万円の増についてご説明いたします。2件ございまして、1件目からご説明いたします。

平成26年11月から弁護士に債権回収の督促を委託しておりましたけれども、納付が滞ったため財産差し押さえ訴訟を開始する委託契約をするものでございます。金額については、40万円でございます。

2件目です。入居中で長期間家賃の納付がないため、住宅明け渡しと債権回収訴訟の委託契約をするものでございます。金額については66万円でございます。以上です。

議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 木村議員の質問にお答えいたします。114ページ、3款、1項、1目、7節の賃金、常勤嘱託職員の賃金494万4千円の減でありますけれども、これにつきましては人事異動による、所管替えによるものであります。内容としましては、福祉施設推進室長の分であります。以上です。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 答弁の方漏れておりました、申し訳ございません。116ページの13款、1項、普通財産取得費の公有財産購入費でございます。土地購入費ですが、こちら場所が千歳行政区内の昨年度建設しました消防職員の職員住宅の横になります。661平米でございます。用途としては宅地ということ

になってございます。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 山本議員よろしいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第1号の件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決しました。

日程第7 議案第7号

議長（相川繁治君） 日程第7、議案第7号、平成28年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 1点だけお尋ねいたします。122ページ、歳出、1款、1項、1目の23節にあります道補助金返還金ついてでありますけれども、まあそもそもこの補助金というものがどのような経緯でもらえるもので、いくら、いつもらったのか。そしてどのような理由で、内容で返還するのか。そのへんの内容についてお尋ねいたします。これは今年度の予算でも350万の補助金がありますし、前

年度も350万あるんですけど、どちらの方の、
去年の返還金ですかね、説明してください。

議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤
俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 木村議員の
質問にお答えいたします。この道補助金につ
きましては、へき地診療所の運営費道補助金
でありますこの補助金につきましてはトマム
診療所の運営に対する補助金であります。占
冠診療所につきましては診療収入等があるた
め補助対象基準額が低く設定しているため、
占冠診療所については対象外というふうにな
っております。

補助金の内容ですけれども、補助対象経費
から収入額を引いた額に、補助率3分の2を
かけたものが補助金として入ってくるもので
あります。今回の返還金につきましては平成
27年度の運営費にかかるものでありまして、
補助金の申請自体は今年の1月に申請して3
月に決定を受けて、その後交付されるのであ
りますけれども、補助金申請の段階で収入額
を低く見積もったために、当初の補助申請額
が多かったということから返還が出てしまし
た。最初に補助金の収入額につきましては477
万8千円でありまして、精算後の補助金が404
万8千円ということで73万円の返還が見込ま
れるということでもあります。これから6月中
に精算の実績報告を行うということでありま
すので、試算の結果、73万円の返還が見込ま
れるということでもあります。予算では72万6
千円増でありますけれども、当初10万円の予
算を計上しておりますのでこの範囲内で足り
るというふうに認識をしております。以上で
す。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありません
か。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、平成28年度村立診療
所特別会計補正予算、第1号の件を採決しま
す。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第7号は原案のとおり可
決しました。

日程第8 議案第8号

議長（相川繁治君） これから日程第8、
議案第8号、平成28年度占冠村簡易水道事業
特別会計補正予算、第1号の件を議題としま
す。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。
これをもって、討論を終わります。

これから議案第8号、平成28年度占冠村簡
易水道事業特別会計補正予算、第1号の件を
採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

日程第9 意見書案第2号から日程第13 意見書案第6号

議長(相川繁治君) 日程第9、意見書案第2号、2016年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件から日程第13、意見書案第6号、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書までの件、5件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。意見書案第2号については、五十嵐正雄君。

6番(五十嵐正雄君) 意見書案第2号、2016年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成28年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄、賛成者、同じく、佐野一紀、賛成者、同じく、大谷元江。読み上げて提案いたします。2016年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層=ワーキングプア」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

総務省「就業構造基本調査」によると、道内の非正規労働者数は約96万人、雇用労働者の約43%(全国2番目)と高く、労働政策研究・研修機構が実施した「多様な就業形態に関する実態調査」においても、かつての家計

補助者という位置付けから、3分の1が家計維持者へシフトしています。また、若年労働者数は、この10年間で3割も減少する一方で、4割が非正規雇用であり、少子化の加速によって、税・社会保障の担い手が減少しています。加えて、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる道内労働者も48万人近くに増加し、割合も3割を超えている現状にあります。

2010年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円を目指す」との合意をしており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を2年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、非正規等で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2016年の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

1、「雇用戦略対話合意」に基づき、早期に800円を確保し、2020年までに全国平均1000円に到達することができるよう、2015年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額882円)を下回らないよう、適切な水準を確保すること。

3、最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能と

する実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年6月17日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、北海道労働局、北海道地方最低賃金審議会。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（相川繁治君） 意見書案第3号については、大谷元江君。

3番（大谷元江君） 意見書案第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成28年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、大谷元江、賛成者、占冠村議会議員、佐野一紀、賛成者、占冠村議会議員、山本敬介。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書。

日本の教育にかかわる公財政教育支出は、対GDP比においてOECD加盟34カ国の平均が4.7%に対し3.5%と大きく下回り、加盟国中、最下位となっています。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあります。このことは、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さを証明するものです。また、厚労省から発表された12年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%と約6人に1人、ひとり親家庭にいたっては54.6%と2人に1人以上となっています。このような状況の中、子どもたちの「貧困と格差」は一層拡大し、

経済的な理由によって進学・就学を断念するなど、「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権も保障されない状況となっています。教育現場では、いまだに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計より支出されている実態が多くあり、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの保護者負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が生じています。また、「高校授業料無償制度」所得制限や、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪など、子どもたちの「貧困と格差」は一層拡大し、経済的な理由によって進学・就学を断念することに繋がるなど、「教育の機会均等」に影響を及ぼしています。

また、義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。2016年度文科省予算では、財源不足などを理由に、義務標準法改正を伴う教職員定数改善は見送られました。子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、義務標準法の改正を伴う「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、以下の項目に

ついて地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に還元されるよう要請します。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う教職員定数改善の早期実現、及び、必要な予算の確保・拡充をはかるよう要請します。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現するよう要請します。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保・拡充を行うよう要請します。

5、経済的な理由により子どもたちが進学・就学を断念するなどの「子どもの貧困」を解消するため、国の責任において、就学援助制度の堅持、教育予算の十分な確保・拡充するとともに、返還義務を伴わない給付型奨学金などの拡充を行うよう要請します。

6、高校授業料無償制度への所得制限撤廃、および、朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回が実現されるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年6月17日。北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創

生担当大臣。以上、提出いたします。よろしくお願ひいたします。

議長（相川繁治君） 意見書案第4号については、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 意見書案第4号、道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成28年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、佐野一紀、賛成者、同じく、五十嵐正雄、賛成者、同じく、山本敬介。裏面をご覧ください。読み上げて提案していきたいと思ひます。道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学級規模」を「40人学級で4～8学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年以降、現在までに全道で24校が募集停止、21校が再編・統合による削減となることが決定しています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では、入学希望者の激減する現象が生じています。さらに、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

昨年度、道教委は「配置計画」において、奥尻高校を町立移管とし、今後もさらに地方

の小規模校を自治体へ移管する考えを示しました。これは、全道の子どもたちに等しく後期中等教育を保障する教育行政としての責任を放棄していると言えます。

北海道では、「貧困と格差」の固定化・拡大、地方の人口減少など、社会状況が大きく変化しており、こうした中で「指針」策定から9年が経過しています。この間、「募集停止」「再編統合」など「計画」により地元から高校が無くなったことで、遠距離通学や下宿生活などにより子ども・保護者に身体的・精神的・経済的負担増を強いています。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

1、道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2、「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5

年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年6月17日。北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長。ご審議のほどよろしく願います。

議長（相川繁治君） 意見書案第5号については、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 意見書案第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成28年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、山本敬介、賛成者、同じく、木村一俊、賛成者、同じく、工藤國忠。一部を要約して読み上げて提案をいたします。地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする

財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

1、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税における「トップランナー方式」を廃止すること。

4、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、2016年度以降も継続すること。また、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはかること。

6、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、経常的に必要な経費に振り替えること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年6月17日。北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出

先、内閣総理大臣、以下記載のとおりであります。以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（相川繁治君） 意見書案第6号については、工藤國忠君。

1番（工藤國忠君） 意見書案第6号、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成28年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、工藤國忠、賛成者、同じく、五十嵐正雄、賛成者、同じく、佐野一紀。

「奨学金」利用者は年々増加し、大学生の2人に1人が何らかの「奨学金」を利用しています。その背景には、私立大学初年度納付金の平均が1,322,526円、国立大学では標準で817,800円と高騰していることや、家庭収入が減少していることにより、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めることによるものです。

一方、不安定雇用や低賃金により、卒業しても返済に苦しみ、「返したくても返せない」若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいます。そもそも、「安定した収入を得て返済する」という制度の前提条件が大きく崩れていると言わざるを得ません。また、滞納者には年5パーセントの延滞金が課せられ、延滞後の返還金がまず延滞金に充当されるため、元金が長期間減らないことも大きな負担になっています。そのため、結婚や出産、子育てへの影響も懸念されるところです。

OECD加盟34か国のうち、半数近くの国の大学は授業料が無償で、32か国に公的な給付型奨学金制度が整備されています。大学の授業料が有償で、公的な給付型奨学金制度がないのは日本だけです。

若者を社会全体で応援し、急速にすすむ少

子高齢化や地方の衰退に歯止めをかけるため、下記の事項を実現するよう強く要望します。

1、速やかに大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充すること。

2、当面、貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止すること。廃止までの間、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当するとともに、所得に応じた無理のない返済制度を確立すること。

3、大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年6月17日北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（相川繁治君）これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第2号、2016年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君）異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学

保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君）異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第4号、道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君）異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君）異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第6号、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議員派遣

議長（相川繁治君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきまして、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件は、お手元に配布したとおり決定いたしました。

日程第15 閉会中の継続調査所管事務調査 申出

議長（相川繁治君） 日程第15、閉会中の継続調査所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査、所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から、申出のとおり閉会中の継続調査所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査所管事務調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時26分

追加日程の決定

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、村長から議案第9号、工事請負契約を締結することについての件から議案第10号、北海道市町村職員総合事務組合規約の変更についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号から議案第10号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第9号

議長（相川繁治君） 追加日程第1、議案第9号、工事請負契約を締結することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 議案第9号、工事請負契約を締結することについて、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらるものでございます。

工事請負契約の内容についてご説明いたします。1、契約の目的、平成28年度上トマム地区ポンプ場築造工事。2、契約の方法、指名競争入札、5者によりまず指名競争入札を行っております。3、契約金額、8650万8千円。契約の相手側、札幌市中央区北8条西20丁目2番15号、新栄クリエイト株式会社、代表取締役大西一洋。

工事概要についてご説明いたします。機械計装設備としまして、原水式時計、計装テレメーター盤、動力制御盤、テレメーター装置、非常用発電機等の設置でございます。2つ目としまして、電気計装動力配線設備一式。3つ目といたしまして、電気外構配線設備一式でございます。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから、議案第9号、工事請負契約を締結することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第10号

議長（相川繁治君） 追加日程第2、議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 議案書129ページになります。議案第10号、北海道市町村総合

事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。本件は組合の構成団体であります北空知学校給食組合の脱退に伴いまして、規約別表第1及び第2の変更について地方自治法第286条第1項の規定により協議を要しますので議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、規約別表第1及び別表第2の中の北空知学校給食組合を削るものでございます。附則としまして、施行日は大臣の許可の日からとしております。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから、議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

閉会の議決

議長（相川繁治君） お諮りします。以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によつて本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

閉会宣言

議長(相川繁治君) これで、本日の会議を閉じます。平成28年第2回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 28年 7月 25日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 木 村 一 俊

占冠村議会議員 大 谷 元 江